

---

令和3年大和町議会決算特別委員会会議録（第3号）

---

令和3年9月16日（木曜日）

---

応招委員（17名）

委員長	今野善行君	委員	渡辺良雄君
副委員長	馬場良勝君	委員	千坂裕春君
委員	穴戸一博君	委員	門間浩宇君
委員	児玉金兵衛君	委員	藤巻博史君
委員	佐々木久夫君	委員	堀籠日出子君
委員	佐藤昇一君	委員	馬場久雄君
委員	今野信一君	委員	大須賀啓君
委員	犬飼克子君	委員	槻田雅之君
委員	千坂博行君		

出席委員（16名）

委員長	今野善行君	委員	千坂博行君
副委員長	馬場良勝君	委員	渡辺良雄君
委員	穴戸一博君	委員	千坂裕春君
委員	児玉金兵衛君	委員	門間浩宇君
委員	佐々木久夫君	委員	堀籠日出子君
委員	佐藤昇一君	委員	馬場久雄君
委員	今野信一君	委員	大須賀啓君
委員	犬飼克子君	委員	槻田雅之君

欠席委員（1名）

委員	藤巻博史君		
----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	浅 野 喜 高 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	福 祉 課 課 長 補 佐 兼 社 会 福 祉 係 長	村 田 千 江 君
町民生活課 課 長 補 佐 兼 生 活 環 境 係 長	小 玉 康 文 君	福 祉 課 高 齢 者 福 祉 係 係 長	菅 野 諭 志 君
町民生活課 副 参 事	小 野 ゆかり 君	健 康 支 援 課 長	櫻 井 和 彦 君
町民生活課 窓 口 サ ー ビ ス 係 長	澤 崎 理 恵 君	健 康 支 援 課 課 長 補 佐	堀 籠 千 奈 美 君
町民生活課 国 保 ・ 年 金 係 長	廣 田 俊 太 郎 君	健 康 支 援 課 課 長 補 佐	菊 地 昭 人 君
子育て支援課 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	健 康 支 援 課 健 康 推 進 係 長	浅 野 有 実 子 君
子育て支援課 課 長 補 佐	荒 木 直 美 君	健 康 支 援 課 母 子 保 健 係 長	佐 藤 美 和 君
子育て支援課 副 参 事 兼 子 育 て 支 援 係 長	庄 司 太 一 君	健 康 支 援 課 障 がい 支 援 係 係 長	渡 辺 憲 太 君
子育て支援課 保 育 支 援 係 長	菅 原 憩 友 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別 紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

委員長（今野善行君）

ちょっと時間早いですけれども、皆さんおそろいですので、開議したいと思います。

まず、開議の前に申し上げます。

ご承知のとおり、ただいまクールビズ、今日は少し涼しいんですが、実施期間中ですので、暑さをしのぎやすい服装で差し支えありませんので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査は、お手元に配付の審査日程により進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、限られた時間の質疑応答となりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

審査に入る前にあらかじめ申し上げます。毎度のことですが、質疑答弁に当たっては簡潔明瞭に分かりやすくお願いします。

それでは、これより審査に入ります。

審査の対象は、町民生活課、子育て支援課。

ここで、各課長より出席職員の紹介をお願いします。

最初に、町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

皆様おはようございます。

本日出席させていただいております町民生活課の職員をご紹介します。

私の左隣が課長補佐兼生活環境係長の小玉康文でございます。（「小玉です。よろしく願いいたします」の声あり）

その隣が副参事の小野ゆかりでございます。（「小野です。よろしく願いいたします」の声あり）

その隣が窓口サービス係長の澤崎理恵でございます。（「澤崎です。よろしく願いいたします」の声あり）

後方になります。国保・年金係長の廣田俊太郎でございます。（「廣田でございます。よろしく願いいたします」の声あり）

最後になりました。私、町民生活課長の阿部昭子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

続きまして、子育て支援課長遠藤眞起子さん、お願いします。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

おはようございます。

それでは、子育て支援課の出席職員を紹介させていただきます。

私の右隣でございます。課長補佐の荒木直美でございます。（「荒木と申します。よろしくお願いたします」の声あり）

その隣でございます。副参事兼子育て支援係長の庄司太一でございます。（「庄司太一と申します。どうぞよろしくお願いたします」の声あり）

その隣でございます。保育支援係長の菅原憩友でございます。（「菅原です。よろしくお願いたします」の声あり）

最後になりました。私、子育て支援課長の遠藤眞起子です。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

ありがとうございます。

それでは、説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番千坂裕春君。

千坂裕春委員

主要な施策の成果に関するところの74ページ、公衆衛生活動費について、まず1点お尋ねします。

地域に、何ていうのかな、昔ながらのトイレあるものに入れたり、または害虫駆除のために粒剤、今、配布していただいておりますが、現状として、その粒剤をまく機械を持っている人が少なくなり、または老朽化して、なかなか大変になっている事情ですが、この事業、今後続けていく必要はあると思うんですが、町ではそういった機材とか、そういったものに対する応援ですね、話し合っているかどうか。または、ちょっと話逆転しましたが、機材が足りないというような案件が入ってきているのかを

含めお尋ねするところです。

2点目が75ページの公害対策事業、河川の水質検査、騒音測定とありますが、私、町をずっと歩いてみて、最近特に気になっているところが、野火とかドラム缶とか当時流行した焼却器などでごみを燃やしている煙が散見される中で、そういったものも公害対策ということで考えて対応すべきと考えていますが、町ではそういった考えがないのかお聞かせください。

3点目が76ページ、一般廃棄物処理事業でございますが、コロナのための巣籠もりのためかどうか分かりませんが、一般家庭ごみが増えてステーションからあふれて、それにカラスが来て、すごくごみをまき散らしている状況があるんですが、そういった状況が町では把握できているのかどうかお聞かせください。

以上、3点です。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまの公衆衛生事業の防疫薬剤等についてのご質問のほうに、まず最初にお答えさせていただきます。

この防疫機械に関しましては、町で用意しておりまして貸出ししているもの、それから、地区で用意していただいているものがございます。それで、そちらの修繕費等々につきましてはこちらで補助といいますか、修理をさせていただいているところがございます。

それで、この活動につきましては、やはりまだトイレとかだけではなく、あと庭木への薬剤散布等も行っておりますので、続けていく方向でおります。それについては、まだ今後やめるというような検討はこちらではしていないところでございます。

それから、公害。公害処理の次の焼却炉関係になります。公害対策事業になりますが、今、野火等々の野焼きといいますか、そういったことについては、環境省等々から禁止といいますか、そういった省令が出ておりますが、ただ、家庭においての一般ごみについては全面禁止というようなことにはなっておりませんので、家庭のごみの少量ごみであれば、焼いても構わないという言い方おかしいんですが、少々のごみであれば、家庭内での焼却はある程度は認められているというような状況にあるところでございます。

ただ、やはり臭い等々、そういったことでの苦情等は来たりしているときはありますので、今後はそういったことについては広報等、年に1回は広報等でもお知らせはしているところではございますが、もう少しその野外焼却禁止のことについては、広報等でももう少し住民の方にお知らせしたいと思います。

それから、ごみのステーションの件についてですが、確かにデータから見ましても、家庭から出る一般ごみについては増えている状況にございます。ごみが集積所からあふれているというようなお話も時折は聞いておりますが、地区においてネットを、あふれたりしたときの対応としてネットをかけていただくとかというような対応をさせていただいているところではございます。

それで、あまりごみのマナーの悪いところにおいては、地区の区長さん等をお願いをして、管理のほうを、管理のほうといいますか、ごみの出し方等々について住民の方々にご協力をいただくようお願いをしているところでございます。

以上になります。

委員長（今野善行君）

11番千坂裕春君。

千坂裕春委員

まず、1件目の公衆衛生活動事業ですが、私も続けていくべきという立場でお話しさせていただいているのですが、いかんせん、機材のことで、今後機材を増やしていくとか、そういうものでお尋ねしました。

そういった中で、私が認識している町で用意している機材というのは、押すやつだと思えますよね。我々地域でやっているのは、動噴という、担いでやる、ああいったものを町で用意する考えがあるのかどうかということをお尋ねしたので、そこをもう1点お知らせいただきたいと思います。

それと、公害対策なんですけど、なかなか難しい案件であるけれども、やはり火災とか、その有害なもの、町でも年に1回広報していくという回答だったので、それをさらに続けていただければいいかなと思います。

3点目のごみの増え方ですが、やはり状況的にそういったものを感じているならば、早急な対応が必要じゃないかと。各区長さんをお願いしているところはあるという事実は確認させていただきましたけれども、事実、ちょっとこういう言い方は語弊あるんですけども、私が住む落合じゃない地域の方から苦情をいただいて対応したと。



そういった中で、区長さんにお話ししたけれども対応していただけなかったという案件も事実ありますので、よろしくをお願いします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの家庭用消毒の動噴というんですか、担ぐものについても町のほうで購入して用意させていただいておりますので、各地域からそういったご相談とかお話があれば対応をさせていただいているところでございます。

それから、2点目の焼却につきましては、毎年1回載せているところでしたが、お話のあったように、都度都度、もう少し周知のほうを図らせていただきたいと思います。

それから、ごみのステーション。ごみステーションにつきましては、住民の皆様にもルールを守っていただくように、やはりそちらについても周知方法を図るとして対応していきたいと思えます。それからあと、大変困っているようなところにおいては区長さん方とお話をする機会を持たせていただいて、今後対応について考えていきたいと思えます。よろしくお願いたします。（「終わります」の声あり）

委員長（今野善行君）

ほかにございせんか。2番児玉金兵衛さん。

児玉金兵衛委員

では、町民生活課と子育て支援課に1件ずつご説明いただきます。

まず、町民生活課からです。

国民健康保険事業決算、ページでいきますと218ページ、6款2項1目財政調整基金の繰入金であります。ゼロ円となっております、併せてご覧いただきたいんですけども、後のページの242ページ、実質収支に関する調書では、6ぽつで基金繰入金が3,300万円とあります。

令和元年度と比較しますと、令和元年度は、同じく財政調整基金の繰入れは補正で5,400万円ぐらいかかっているんですけども、それで同じく実質収支に関しては6

ぼつで基金繰入金が5,800万円と。ちなみに平成30年度も見ますと、やはり補正で5,000万円弱かかっておりまして、基金の繰入金は最終的には同じく3,300万円ぐらい。

多分、今回のそのゼロ円というのがイレギュラーなことなのかなと思うんですけども、そこいら辺の背景、そういうふうになった背景をご説明ください。

次、子育て支援課です。

117ページ、3款2項1目19節の扶助費であります。主要な説明書でいきますと57ページ、あんしん子育て医療費でございます。これ大和町の目玉政策だと思うんですけども、過去3年間振り返りますと、やはり事業費とか対象者数とか助成の延べ件数とか、全てやっぱり減少しているんですけども、財政的にはその分負担は軽くなったにしても、やはりその目玉政策の住民へのサービスも少し減少してもったいないなと思ったりします。ここ3年間どんどん減少しているその同じく背景みたいなことを説明ください。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまのご質問にお答えいたします。

国保会計特別事業についてです。特別会計事業についてでございますが、歳入での基金繰入金がゼロだったということですが、その財政調整基金繰入金がゼロだったということは、運営が税金なり、皆さん、国庫補助金なり負担金なりで賄えたということになります。財政調整基金を切り崩して使う必要がなかったということでゼロ円ということになっております。

それで今回の後ろの242ページの実質収支に関する調書の6番につきましては、繰越金の2分の1を繰越しすることという自治法に従って、残高から3,300万円を基金のほうに今回は繰入れするということになります。それで、この3,300万円につきましては、ここで決算が終わった段階で、12月の補正で調整基金のほうに回させていただくというような流れになるものでございます。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

それでは、児玉委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

あんしん子育て医療費の件数だったり、それから医療費の伸びということで減少しているというお話で、その内容でございましたけれども、対象者数がやはり3年間見ましてもどんどん減っております。大和町の場合ですと、目玉事業ではございますが、18歳までのお子さんとなっておりますので、少子化も影響しているのでしょうか、対象者の方が減っているということが一番の要因だと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 （今野善行君）

2番児玉金兵衛さん。

児玉金兵衛委員

じゃあ、再質問をさせていただきます。

町民生活課に対しては、私てっきり、国庫補助金とかで賄えたと今ちょっと安心するお答えいただいたんですけども、単純に保険料、町民の保険料が割高になって、大きく積み増すんですけども、その分、町民が要らん保険料も払っているのかなんていうふうに思ってしまった。そういうことではないですね。そういう理解ではないということで、ちょっと重ねてもう少しご説明ください。

子育て支援課さんに関しても、私てっきりコロナの背景で受診控えとかというものあって、なかなかその制度の切り口が鋭く発揮できていないのかなというのもあったんですけども、もっと深刻な問題、少子化で、ほとんど18歳以上になっているけれども、後に続くお子様がなかなかいらっしやらない、そういう問題と理解してよろしいでしょうか。

委員長 （今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

被保険者から頂いております国保税につきましては、ほとんどが国保運営費のほうに当たっているような状況になります。医療費分につきましては国庫補助金や県補助

金等によって賄っているところがございます。なので、被保険者の方から余分な税金を徴収しているというようなことはありません。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、対象者数が減ったということでお話を申し上げました。ここ3年間ということとでございます、特に令和2年度ですと、委員がおっしゃったように、コロナの影響というのは大変ございました。令和2年度におきましては、令和元年度と比較いたしますと2,791万円減の、決算額で1億2,505万7,000円の決算となりました。医療費につきましては約2割減少したような状況でございます。

この中で特に前年と比較いたしまして大きく減った理由といたしましては、未就学児のお子さんの受診が6割、逆に、減った件数の中の6割を占めているような状況でございます。月別の推移などを見ますと、全国一斉の緊急事態宣言の中では医療機関への受診控え、あとその後になりますと、コロナ禍によりまして手指消毒だったり、あとは不要不急の外出を控えたとか、そういった感染対策によりまして、ふだんですとはやるようなはやり病だったりインフルエンザだったり、そういったものが去年は非常に少なく、なかったと言えればよろしいのでしょうか、そういったことが医療費の抑制につながったと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

2番児玉金兵衛君。

児玉金兵衛委員

じゃあ、再々質問をさせていただきます。

町民生活課さんに関しては、制度の構造をよくご説明いただき、理解いたしました。

子育て支援課さんに関しては、コロナの状況がこれからも、それ以上に深刻な少子

化の問題もさらに深刻になっていくんでしょうけれども、だんだん社会情勢が変わっていく中で、やはり制度のよさをしっかり維持して、よりそういう状況に対応した改善みたいなことも、これからは少しずつ考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

なお、それにしても、次の時代の担い手をしっかり町ぐるみで支援するという目玉政策の一つなので、そこら辺の改善点というのをこれからも一所懸命考えていただきたいと思います。

おおむね理解いたしましたので終わります。

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。7番馬場良勝君。

馬場良勝委員

それでは、私から、子育て支援課に3点、町民生活課に2点お尋ねをいたします。ゆっくりいきます。

まず、子育て支援課さん。

主要な施策の58ページ、3款2項1目子ども家庭支援員配置事業、前年度だと生活相談員配置という名称だったかと思うんですけども、これで相談が随分多くなっているんですね。家庭訪問が87から109とか、電話も増えていたり、個別ケースも倍ぐらいになっている。これはコロナの影響なのか、それとも何か理由があってこういうふうに増えていったのか、どのように分析されているかお尋ねをいたします。

それから、59ページ、3款2項2目独り親家庭の子育て臨時特別給付金、これ支給漏れは、要は対象者に対して支給漏れはなかったのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

同じく、3款2項3目母子・父子家庭医療助成費、前年度これ表記は対象者となっていて、本年度は支給者となっているんですけども、この違いどういうことなのかお尋ねをしたいと思います。

町民生活課さんにお尋ねをいたします。

主要な施策の77ページに当たるかと思うんですけども、4款2項1目でいいかと思うんですけども、黒川行政事務組合負担金ということで、議長からの諸般の報告で、本議会前にございました監査委員さんの指摘があった部分があったかと思いません。3月定例会補正追加分の不適正な事務処理ということだったんですが、金額とど

のような内容だったのかお尋ねをいたします。

もう1点、これちょっとどこに入るか分からなかったんですけども、野生動物の死骸の除去の事業があるかと思うんですけども、その件数、まずお尋ねをいたします。以上です。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、馬場委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の家庭相談員の増員というんでしょうか、件数の関係ですが、コロナの影響があるのかというお話でございます。確かに件数も増えておりまして、虐待までは至らないといたしましても、長引くコロナ禍の中でやっぱり生活相談だったり、そういったものは増えていると原課では捉えてございます。

2点目の独り親の支給漏れはないかということですが、全て支給済みでございます。漏れはございません。

3点目の母子・父子家庭のところの受給者と対象者、去年までは対象者で、今年はなぜ受給者ですかというお話でございましたが、そちらにつきましては、去年は対象者数として載せてございました。ただ、お子さんにつきましては、全てあんしん子育て医療のほうから出ますので、母子家庭さんの受給者ということの人数で、分かりやすく人数のほうを改めさせて記載させていただいたものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

では、初めに、5月に行われました例月出納検査におきまして指摘をいただきました事項につきましては、諸般の報告に記載のとおり、支払いの遅れがあり、黒川地域行政事務組合さんにご迷惑をおかけしてしまった次第でございます。課としても日頃より凡事徹底を職員に指導しておりましたが、このようなことがあったことは私の管

理不足と反省しているところでございます。また、黒川地域行政事務組合の構成員としての信頼性、町民の方々への信用の失墜につながる行為であり、大変申し訳なく思っているところでございます。

状況につきまして、では、ご説明させていただきます。

今年3月に開催されました議会におきまして、黒川地域行政事務組合への負担金2,373万8,000円の増額補正の承認をいただきました。議会終了後、課内におきまして、その負担金について、黒川行政事務組合さんのほうから納付書が未着であるという話は出たものの、その後の確認を行っておりませんでした。実際には年度末納入期限で、納付書は交付されていた状況でございましたが、年末の事務の忙しきでちょっと失念してしまっていたというところでもございました。4月になりまして、黒川地域行政事務組合さんより納入されていない旨の連絡があり、初めて気がついた状態でありました。黒川地域行政事務組合さんにはお手数をおかけしましたが、納付書の再発行をお願いしたところでもございました。しかし、再発行を受けたものの、またさらにそちらの、再交付を受けたものの、国への災害廃棄物処理等の実績報告等々がちょうど重なってしまったものですから、ちょっと弁解にはなってしまうんですが、そちらを優先させてしまったために、そちらの黒川行政事務組合さんの支払いのほうを少し保留させてしまっていたところでもございました。そのため、当初の納入期限から19日遅れで納入をしてしまったものであります。

本当に、今回の件は、当たり前のことを当たり前に行えば、このように多くの皆さんにご迷惑をおかけする結果にはならなかったものであります。公務員としての責務と自覚を持ち業務に当たるよう、再度、課員に指導を行ったところでもございます。

また、黒川行政事務組合さんとの連絡の元になっているところが財政課さんでありますので、財政課さんとも連絡を密にいたしまして、納付書等が届いた際には、担当者だけではなく、課のほうにも連絡をいただけるよう調整を図ったところでもございます。

大変申し訳ございませんでした。今後このようなことのないように気をつけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それからもう1点、動物のほうですね、すみません。

動物の死骸処理に関しましては、大小問わずの件数でお答えさせていただきますと、町道のほうで120頭、それから、県道それから国道457号線のほうで128頭で、計、年間で248頭を処理させていただいたところでもございます。以上になります。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

7番馬場良勝君。

馬場良勝委員

それでは、再質問いたします。

まず、子育て支援課さんにお尋ねをいたします。

これだけ件数、1件目ね、子供の家庭支援員の配置事業なんだけれども、これだけ件数上がってくる、そしてこのコロナ禍ということで、やっぱり町民の皆さんいろいろ相談したいこともあるかと思うんです。なかなかお答えにくいかもしれませんが、人員足りていますか。お尋ねをいたします。

それからもう1点、独り親子育て支援臨時特別給付金ですが、支給漏れないということで非常によかったなと思うんですけれども、これちょっと私も探しかねたんですけれども、母子父子手当ありますよね、その対象者ということで給付になったという理解でいいのかどうか。そこをお答えいただければと思います。

それから、町民生活課さんにお尋ねをします。

非常にお粗末な事案と言ってもいいのかなと思うぐらいですね。残念と言わせていただきますが、こういう事案、要はいろいろマニュアルつくっていますよね、いろいろなフローチャートとか、そういうミスがないようにと。それ以前の問題なんですよ、これね。やっぱり、忙しいのは分かるんですが、例えば普通の会社であれば、そういうことあったら例えば延滞金ついたりね、そういうのがなかったからよかったけれども、これは猛省していただかなければいけないし、今後どういうふうに防いでいくつもりなのか。どういうふうなことをやるのか、ちょっとその辺、簡潔でいいのでお答えいただければと思います。

それから、野生動物なんですけど、2021年の11月から自動車の自動ブレーキ義務化になるんですね。本年の11月から始まります。それで、AEB Sという、略してなんですけど、光学カメラとミリ波レーダーと赤外線センサー、その3つで、要は対象物を、組み合わせでいったりしてね、対象物を把握するんですが、今後、死骸、大きな、例えばイノシシの大きいやつとかね、タヌキの大きいやつとか、あるいは、それ反応してしまって急ブレーキかける可能性も、今まだちょっとそういう、私も研修を受けているところなんですけれども、そういう可能性が出てくるので、今後その辺の強化、要は死骸の処理の強化というのかな、そういうのをどのように、どのようにというまた



大変だけれども、土日とか、要は庁舎が開いていないときの対応、そういう部分どのようにお考えなのかお尋ねをします。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、馬場委員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目でございます。今、係的には、係長以下、社会福祉士が2名、それから家庭相談員が2名でございます。うち社会福祉士1名は、今、育児休暇中でございます。ということで、事務量は増えておりますが、職員がみんな頑張っているところでございますが、なかなか厳しいというのが本音でございます。

2点目の先ほどの母子父子ですかね。母子父子ではなくて、児童扶養手当の受給者でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の事務処理についてですが、財務規則等々、また、マニュアル等もございますので、それにのっとり行えば、先ほども申しましたように凡事徹底し、当たり前のことを当たり前にすれば防げることでございます。なので、先ほどの繰り返しになりますが、職員一人一人にきちんとした公務員としての意識を持って仕事をしていただくように、その都度その都度お話をさせていただいているところですが、なお、もっと口酸っぱく職員のほうを指導していきたいと思っております。

また、先ほども言いましたが、そういった課に関連して来る請求書等、請求書といえますか納付書等につきましては、課で連携を取って、担当者だけではなく、課全体に周知していただくようなお話もお願いしているところでございますので、一人一人本当に自覚を持たせていきたいと思っております。

それから、先ほどの動物の件ですが、土日におきましても回収業務は行っているところでございます。それで、やはり我々、その動物の死骸があるというのはやはり通

報によって分かるというところがございますので、通報があった際はすぐに業者のほうをお願いをして処理をしていただくようになっているところでございます。あと、平日につきましては、通報のほかにも、ごみ収集業者のほうでごみの一般回収をしている際に見つけた際には回収していただくようお願いしているところでございますので、速やかな一応対応はさせていただいているところですが、今後もなお続けてまいりますと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

7番馬場良勝君。

馬場良勝委員

まず、子育て支援課さん。非常に答えづらい質問してあれだったんですけども、本当にここはしっかりやっていかなきゃいけないし、対応していかなきゃいけない部分ですので、頑張ってくださいと言うしかないのかな。本当にしっかりここはやっていっていただきたいと思います。これに関しては答弁は結構です。

それから、母子父子、児童手当ということだったんですけども、今、独り親家庭で要はその手当の申請をしない方も随分いらっしゃるというのをちょっと聞いております。今後、その辺も、何らかの形というのかな、やっぱり権利はあると思いますので、受け取るね、その辺も今後頭に入れておいていただければなと思いますが、その点だけもう一度答弁いただければと思います。

それから、町民生活課さん、今ご答弁いただきました。これやっぱり職員の指導とか、そういう部分にも関わってくると思うんですね。最後に、副町長からこの辺について一度ご答弁いただきたいと思います。

それから、死骸処理なんですけれども、やっぱりこれ町の責任だと言われる可能性も出てくるかと思うんですよ、人によってはね。例えば追突事故とか起こしたときに、何で止まっていたんだということが今後起きる可能性があるんで、その辺も今後少し頭に入れながら対応していただきたいし、その土日の分、何らかの方法で、ホームページに載っているのかもしれませんが、何らかの形でお知らせするというのも、ちょっと仕事は増えるかもしれませんが、年間248頭なので、この辺も対応していただければと思いますので、そこは答弁をお願いします。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、馬場委員さんの再質問にお答えさせていただきます。

独り親家庭の支援という申請ですか、そちらにつきましては、担当の庄司副参事のほうからご回答させていただきます。

委員長（今野善行君）

子育て支援課副参事兼子育て支援係長庄司太一さん。

子育て支援課副参事兼子育て支援係長（庄司太一君）

それでは、ただいまの馬場委員さんの再質問にお答えさせていただきます。

児童扶養手当につきましては実施主体が県となっております、まず、辞退される方というのが遺族年金をもらう予定の方とか、あとはご自身が収入が高い方、あとは同居されている方でお父さんやお母さんが収入高い方ということで、認定請求をしても支給されない方が辞退されるという場合はございます。

児童扶養手当につきましては、そもそも自主申請ということになっていきますので、窓口に来られた際には、その旨町民の方にはきちんと説明させていただいて対応しておるところでございます。ですので、同居している場合につきましては、母子で転居した場合には申請していただければ受給できますというようなお伝えはさせていただいているところでございます。以上でございます。

委員長（今野善行君）

副町長浅野喜高君。

副町長（浅野喜高君）

それでは、馬場委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回の支払い遅延につきましては、本当にあってはいけないことでありまして、本当に信用を大きく失墜する行為であります。私の指導不足もございますし、本当に重く受け止めておるところでございます。なお、本当にすみませんでした、該当職員には厳しく対処をしていただくとともに、やはり全庁を挙げて再発防止に努めてまいりたいと思っております。

先ほど、研修以前の問題というお話もございましたが、現在、会計のマニュアルをつくりまして、10月頃から、やはりこの件につきましても、なくなったなと思う頃にまた再度そういった職員が出てきておりますので、やはり皆さんに認識してもらうように再度研修をやって、徹底して再発防止に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。どうも大変すみませんでした。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

土日の回収等々についての周知の方法等については、他の自治体の例を参考にさせていただいたりとかいろいろしながら、今後の在り方について研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。10番渡辺良雄君。

渡辺良雄委員

各課に1点ずつお尋ねをします。

成果に関する説明書の58ページ、子ども・子育て会議が開催できなかったということでございますが、開催中止に伴って何か処置されたことがあったのかどうかお尋ねをします。

それから、町民生活課さんには、成果の76ページ、資源回収奨励事業で38団体というふうにございますが、その38団体、一つ一つではなくて、おおむねどういう団体であるのかお尋ねをいたします。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

それでは、渡辺委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

子ども・子育て会議の実施が令和2年度は開催できませんでした。構成メンバーの中には、保育所だったり幼稚園の園長先生だったりが入っております。その中で、やはりちょっとコロナの状況が開催することによって心配だというお話を逆にいただきました。令和3年の3月に計画の策定のほうも終わりましたので、昨年度につきましては会議を開催はいたしておりません。

何か処置はあったのかということでしたけれども、その策定業務が終わって、特に変更とかもございませんでしたので、委員の皆様へ何かご意見を頂戴するかそういったこともいたしてございません。ただ、令和3年度、早いうちに会議を開催しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

資源回収の団体、38団体の内訳でございますが、多い順でお答えさせていただきます。まずは地区の子供会さん、それから老人クラブさん、それからスポーツ少年団さん、それからPTAさんといったところが多いところでございます。以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

10番渡辺良雄君。

渡辺良雄委員

令和2年度中止で特に何もなく、令和3年度に開催をされたというご回答を頂戴したんですが、やはり年度単位では、私は思いますのは、中止をなさったということですから、何らかの情報提供は町としてはしなきゃいけないだろうと私思うんですね。そして、会議、このあれですとリモートで行えるような環境下にもないんでしょうけれども、情報提供なさって、その中で回収できるような、ご意見を頂戴できますかというような回収、こういったのは、やはり会議中止でも年度としてはやらないとまずいんじゃないかなと私は思うんですけれども、そこについてはどのように、令和2年度としてはなしで終わっちゃっているわけですから、令和3年度の実績には入

るんですけれども、令和2年度の実績がこうしてなくなるわけですね。ですので、そういったことは踏ん切りといたしますか、それで必要じゃないかと思うんですが、ご見解をお尋ねいたします。

それから、38団体、おおむね、町民課さん、38団体理解をいたしました。

キログラム4円というのは、2年ほど前にですか、2円から4円に上げたんですかね、3円から4円に上げたんでしょうか。意見として検討していただきたいということで今意見を上げるんですが、やはりこの子供会にしる老人会にしる、貴重な財源になると。それで、廃品回収業者が非常に、私のところの住まいなんかではしょっちゅう回ってきて資源ごみ回収していくんですけれども、非常に子供会とかそういったところ集まりが悪くて、金額、収入金が減少しているような状況もあります。子供会、老人会、人が集まる場所ではやはりお金もかかりますし、活動を頻繁にやろうとすると、先立つものはお金なんですよね。ですので、これで金額見ますと70万円ちょっとぐらいでしょうか。こういう活動するところに活動資金を増やしてあげるとするのは、補助金として何もしないで一律に配るというよりは、こういう活動を通じたところにお金を回すという意味では、キログラム4円を一回検討なさってはどうかかなというのが意見でございます。これについてご見解を伺います。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

それでは、渡辺委員さんの再質問でございますが、担当の課長補佐の荒木よりご回答させていただきます。

委員長（今野善行君）

子育て支援課課長補佐荒木直美さん。

子育て支援課課長補佐（荒木直美君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、第2期計画、先ほど令和3年の3月と申し上げましたが、令和2年の3月に策定しております。令和2年度につきましては、本当は春とそれから3月に会議のほう開催する予定ではあったんですけれども、春はコロナが始まってしまって、構成メ

ンバーに保育園とか、それから幼稚園の園長先生、それから学校の校長先生とか、そのほかにも子育てサポートサークルとかの代表の方々も含まれていたもので、もしこの会議を開催したことで感染してしまって、保育園だったり学校だったりで大変なことになるとこれは大変なことだなということで、第1回目の会議は延期して、2回目にしてしようかなと思っていました。ところが、3月になりましたら、また県内の感染者数がぐっと増えてしまいまして、コロナの対応で、児童館ですとか保育園の対応ですとか、中止したほうがいいのか、自由来館とか、その児童館の対応ですとか、そういったことに、業務に追われてしまいまして、リモート会議などの開催とかはできないでしまいました。今思えばリモート会議とかという手もあったなというふうには反省はしているんですけども、そのときは余裕がなくてできませんでした。

今年度、7月に今年度の第1回目の会議を開催した際に、令和2年度分の報告はしております、今後もしこういったことがあったときには、会議なしではなく、リモート会議などでやり方を工夫すれば会議開ける状況になっているので、今後はそのように考えてやってまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

この奨励金の制度につきましては、平成8年からスタートしているところでございます。それで、過去に変更しているのが平成13年に変更し、平成30年には変更した際に今の3円から4円に変えたところでございます。それで今年で4年目というところになりますので、過去の事例等々見ながら、値上げについては今のところは考えておりませんでしたので、今後の検討課題とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

10番渡辺良雄君。

渡辺良雄委員

町民課さんは理解いたしました。

私、子育て支援課さん、非難とかそういうことではなくて、それから、今年に入っ  
てということではなくて、私大切だと思うのは、会議を準備してできていなかった、  
当然、資料はお作りになっていたと思うんですよね。それをこの16名の方にお送りす  
る、これは当然なさったのか、なさっていないのか。でも、準備してできていなかっ  
たら送るのじゃないかなと私思うんですね。それから、送った以上は何かご意見くだ  
さいということが必要なんじゃないかなと。それは、会議ができない以上は、郵送に  
よるそういったお知らせをする、それからご意見を頂戴する、そういうことが大事だ  
ったんじゃないかなと思うんですが、その処置が、先ほど課長がおっしゃった、それ  
はやらずに令和3年度会議を、何もせずに令和3年度会議をしましたと。それはちょ  
っとまずいんじゃないですかということでございます。詳細なご報告を今頂戴したん  
ですけれども、そこまで私申しているのではなくて、やるべきだったんじゃないのか  
と、その1点でございます。ですので、もう一度ご答弁いただければと思います。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

渡辺委員さんの再質問にお答えさせていただきます。

委員さんおっしゃるとおりだと思います。実際、資料の送付とかそういったことも  
していないということございました。今回のようなことを受けまして、今後の会議  
の在り方十分に検討をして、開催をしないだけではなくて、資料をきちんと委員さん  
の元にお送りしてご意見を頂戴する、そういったことで検討しながら進めていき  
たいと思います。大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。3番佐々木久夫君。

佐々木久夫委員

各課に1つずつ質問させていただきます。

主要な施策の60ページでございます。私立認可保育園ですね、ありまして、定員を  
オーバーしておりますね。120人に対して134人ということであります。これにつ  
いて、例えば増えることによって、職員も当然、1人当たり児童面倒見る職員が必要だ



と思います。その職員は十分にいるのかどうか。それをちょっと、分かるんでしょうかね、それをちょっと聞きたいと思います。

そしてまた、認可保育所、何軒くらいあって、何人ぐらいの児童がいるのか。ひよっとしたら保育園足りないのかなと思っている。待機する児童は何人ぐらいいるのかというのを聞きたいと思います。

あとは町民生活課に聞きたいんですけども、いろいろ動物の話出ました。困っているのは猫なんですよ。猫が何か知らないけれどもそっちこっちにいまして、そしてさらに殖えている。そういう苦情が来ているのでしょうか。そして、苦情が来たときどのような対処をしているか。その2つを聞きたいと思います。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、佐々木委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

1点目でございます。定員に対して、確かに人数のほうが多く入所されております。こちらにつきましては120%まで入所可能ということで、職員も十分と手当てされている状況でございます。

2つ目の私立認可保育園の人数ですが、こちらの60ページのところの合計欄でございます。菜の花保育園さんが102名、すぎのこさんが134名、杜の丘が120名、すみれさんが92名で、448名入所されているような状況でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。終わっ……ちょっと終わってからやって。（「あとこれまだある。まだいるね。認可保育の箇所」の声あり）箇所か。（「何軒くらいあるのかと、何人ぐらいいるのか」「待機児童でよろしいですか」の声あり）待機児童と軒数だね。（「そのほかに認可保育所というのがありますよね、それは認可保育所というのは、その今ので数字を言っているわけね」の声あり）子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

大変失礼いたしました。補足いたします。

認可保育所につきましては、こちらの60ページに載っております私立の4か所と、それからもみじヶ丘保育所、5か所でございます。以上でございます。

待機児童……（「待機児童」の声あり）よろしいですか。待機児童につきましては、令和3年4月、令和2年度末で12名となっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまの佐々木委員の質問にお答えさせていただきます。

猫の苦情ということでございますが、猫に関しましては取り締まる法律等がございませんので、ご相談等いただいた際には、保健所と連携して対応させていただいたり、それからあと広報やチラシ等で犬猫の正しい飼い方といたしますか、そういったことを皆さんに周知させていただいているところでございます。

それで、苦情ということでございますが、猫に関しての苦情は、殖えているということでの苦情はございません。来ている苦情は、隣の猫がとか近くの猫が自分のうちの庭に来てふん尿されるので困るというような苦情はありますが、殖えて困るというような苦情は、まだこちらには来ていないところでございます。以上になります。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

3番佐々木久夫君。

佐々木久夫委員

分かりました。120%ということでございますので、ある程度の増員は可能だということでございますが、それでは、今、待機が12名いるということであれば、この保育園に割り振りはできないんですか、必要であれば。それが可能かどうか、ちょっとお知らせください。

あとは、町民生活課は分かりました。実際、猫で困っている人、みんな捨てていって、そっちこっちにね。そして、その捨てたのをちょっと構ってしまうと居着いてし

まうというのが現状でありますので、そこら辺どのように処理ですか、例えば保健所ではどのような指導というか、相談したときどういうの返ってくるかちょっと今不安なんですけれども。例えば処分ということは可能なかどうか。それよろしく願いします。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

佐々木委員さんの再質問にお答えさせていただきます。

私の説明が足りなくて、大変申し訳ございませんでした。120%ではあるんですけれども、それぞれの保育園で保育士さんの数によって受入れ可能な人数ということになってございます。ぎりぎりいっぱいまでとお願いしたいところなんですけれども、数が足りない、保育士の先生がいらっしゃらないということで、この数が限界でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

保健所さんとの連携して、飼い方の相談とか、そういったところの対応はさせていただいております。それから、先ほどのふん尿とか、来られて困るといときには、その対策する装置というんですかね、何か超音波みたいなというんですかね、猫の嫌がる音を出すような、何かそういったものの機材の貸出しとかは保健所のほうでしているところでございます。

それで、こちらで、先ほども言いましたように取り締まる法律がないものですから、野良犬のように捕まえるということはしないんですね。できないんです。それで、逆に持ってこられたもの、野良猫を捕まえましたとか、野良猫で困っていますと持ってこられれば保健所のほうで対応してくださるんですが、飼っていた猫が飼い切れないのでといったときにはちょっと対応をしかねます、しかねて……できないようでございます、すみません、というところでございます。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

佐々木久夫さん。

佐々木久夫委員

2つが無事、後で、分かりましたので、後ほど困りましたら聞きますので。以上で  
ございます。

委員長（今野善行君）

終わりですね。ほかにございませんか。

ほかに何人ぐらいいらっしゃいますか。（「休憩しますか」「休憩です」の声あり）

それでは、ここで一旦休憩とさせていただきます。

休憩は11時10分までといたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

委員長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。17番槻田雅之議員。

槻田雅之委員

私からは、町民生活課へ1点、1項目ですか、質問したいと思います。

決算書でいいますと第4款1項3目環境衛生費、ごみ不法投棄防止事業の粗大ごみ  
引取り費用についてでございます。説明書の74ページでございます。

臨時粗大ごみは年3回、場所4か所、総回数8回行ったということでございます  
が、実施を行った場所単位での搬入件数、または搬入した人数ですか、その辺の数を  
教えていただきたいと。

あわせて、春の収集では交通渋滞を招いた会場もあったかと思えます。その後、警  
備員の配置などで対策を取ったとかそういう話を聞いたんですけども、その成果

なり効果を教えていただきたいと。

2件目でございます。大和町は収集場所での持込み、1件というんですか、1つ400円の自己負担、個別回収依頼の場合ですと800円の自己負担で回収していただけるかと思っております。この金額の制定した時期、私の記憶でもう30年近く前からこの金額同じではないかなと思うんですけれども、その金額を制定した時期を教えてください。また、近隣自治体での回収方法、費用はどのようになっているのか、その辺も併せて教えてください。

以上2件、お願いします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまの委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年の実績でございますが、4月、7月の2回につきましては、ひだまりの丘、ふれあいの杜でしております。それから、4月には鶴巣防災センターを会場にしております。10月につきましては、ひだまりの丘で行った際に大変交通渋滞を巻き起こしたということもございましたので、10月からは役場駐車場の南側、職員駐車場の裏側、北側を、両方の駐車場を使って実施したところでございます。それからふれあいの杜、それから落合ふるさとセンターを会場にして行ったところでございます。

それぞれの会場での数でございますが、4月におきましては、ひだまりの丘623個、ふれあいの杜が468個、鶴巣防災センターが192個になります。合計1,283個でございました。7月につきましては、ひだまりの丘が1,158個、ふれあいの杜が853個で、2,011個と増えているところでございます。10月につきましては、役場駐車場が886個、ふれあいの杜が643個、落合ふるさとセンターが229個で合計1,758個でございました。全ての会場合わせまして5,052個となっていたところでございます。

昨年につきましてはコロナ禍の影響もあり、巣籠もりといえますか、ご家庭で過ごす時間が多かったので、皆さんご家庭での片づけ作業とかされたために、前年度に比べて大分多くの個数になったのではないかと推測されるところでございます。

それから、今年の春につきましては、役場駐車場が1,277個、それからふれあいの杜が967個、それから鶴巣防災センターが384個ということで、2,628個というふうに変数が多くなったところでございました。そのため、ふれあいの杜の会場におきまし

て、ふれあいの杜の駐車場を会場にして収集をしているところではございますが、その敷地内に入る道路だけでは収まらず町道のほうまで延びまして、隣町の杜乃橋との境の、何でしょう、ヤマザワの前の道路といいますか、日吉台中学校側のほうに、近くのほうまで車が渋滞したということでもございました。それを受けまして、7月の夏の実施につきましては、そちらの道路警備ということで警備員2名を配置させていただいたところでもございました。ただ、夏につきましては、この数のとおり……、それから、ふれあいの杜の会場での駐車の方法、待機のさせ方も工夫をいたしまして、敷地内において30台ほど多く並べるような形を取って、そういった工夫もしたところでもございました。またこの数のとおり、春に比べて少なかったこともありましたので、夏のときには道路渋滞はほとんどない状態でもございました。

それから、1個当たり400円の価格設定でございますが、それから自宅回収を頼んだときの800円というのは、400円プラス運送料ということになっておりますので、その部分につきましては各業者さんによって違いますので、大体平均800円となっておりますので、400円プラスアルファで800円前後となっているところでございます。

400円につきましては、平成18年からこの価格設定に、価格といいますか、になったところでもございます。それまではまだ粗大ごみという言葉の表現はしておらず、不燃物というような扱いで出していたところですが、今のような形に、可燃物、それから、すみません、粗大ごみというようなふうにして1個当たり400円というのは、平成18年の7月に改めさせていただいたものでございます。

それから、近隣の状況ですが、近隣につきましては、黒川地区内につきましては、こういった臨時粗大ごみ回収というようにしている市町村はございませんでした。富谷市さんと大衡村さんは個別回収ということで、玄関先のほうに置いておいて回収していただくというやり方で、それを処分券というものを先に購入しておきまして、それを回収してもらう品物に貼っておいて、予約を入れて回収してもらうという方法を取っているようでございます。それから、大郷町さんにつきましては、一括回収ということで、集積所にいつの日ということで出してもらって、その日に回収して歩くというようなやり方でもございました。

それで、各自自治体におきましては、やはり、すみません、黒川行政事務組合の吉田にある管理センターを使っております大衡村、大郷町につきましては、やはり1点につき同じ400円ということになっておりますが、富谷市さんにつきましては、大きさによって金額を変えているというところでもございます。以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

17番槻田雅之君。

槻田雅之委員

大変ご丁寧な説明ありがとうございます。

今年と昨年ですか、この実績見ますと、夏、そうですね、去年は2,000個くらいあったんですけども、今年はやっぱり猛暑のせいもあって大分少なかったということもあったんですけども。やはり今現状で問題なければいいんですけども、一つはやっぱり問題が出てきそうなのが集積場所の問題ではないのかなと。特にやっぱり交通渋滞を招かないような対策が必要ではないかと私自身は思っております。

それで、引取り費用というのは、たしか回収量で町負担金、町負担というんですかね、合わせて何か年間かなんかで多分回収した量で町が負担するかと思うので、個別回収及び今のやり方としても町の負担はさほど大きく変わりはないのかなと思っておりますので、他の自治体同様、ちょっと回収料金と個別回収に力を入れていくべきではないのかなと。ただし、地区によってはそういう問題のない地区もありますので、やっぱり地区単位での検討が必要なのではないのかなと。現に、吉田と旧宮床にしましては、収集会場の役場が近いとか、あと実際の環境センターが近いせいか収集の会場を設けていないということもございますので、なるべく交通事故が起きないうちに早めに手を打つべきではないかと思いますが、その辺につきまして何かご意見なり、課内でのご意見あればお聞かせください。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

確かに交通渋滞が大変大きな問題となっております、実際にひだまりの丘で昨年開催した際には大変な渋滞があったということで、役場会場に変更させていただいたところでもございました。役場会場にしたことにより、吉岡会場については交通渋滞は回避できたところでもございますが、杜の丘のほうのふれあいの杜の会場におきましては、確かに春の状況が大変交通渋滞を巻き起こしまして、後日、住民の方から苦情も

来ていた次第でございます。それを受けて、夏には警備員を配置したりというような対策を取らせていただいたところですが、たまたま夏は少なかったというような状況になりますが、今後また春のときのような状況になれば、やはり杜の丘地区での会場については今後検討が必要ではないかということで、課内のほうにおいてはそういった話は出ていたところございました。

また、この粗大ごみ回収につきましては、方法については、やはり、この粗大ごみ回収というのは住民サービスとしては大変いいものと言ったらあれですが、住民サービスに必要なサービスではないかというふうには考えておりますので、今後この在り方について、このように数が多くなってきた際に、作業、あと管理センターさんへの影響とかもありますので、その辺も踏まえて、今後の在り方等については検討していきたいと思っていたところでございます。以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

17番槻田雅之君。

槻田雅之委員

確かに住民からは大変喜ばれるんですけども、実際このように交通渋滞を招きますと、やっぱり住民からはもっと、午前中までですか、午前中しかやってないのをもっと長くやってくれとか、もっと地区単位でやるとかいろいろなご要望も出るんですけども、やはりこれからの状況を考えますと、やっぱり個別回収に力を入れて、少しでも町からもちょっと負担金出してもらって、今の収集ですか、収集場での収集と同じような料金でできるようにしていただきたいと。ただし、それはあくまでも交通渋滞招いている地区だけで構わないと思いますので、それが格差というのではなくてあくまでも区別ですと。実際、吉岡は確かに役場とか大きな公共の用地ありますけれども、もみじ、杜の丘ですと、小学校といっても校舎も増築して、小野小自体もう止める場所ありませんし、杜の丘の南部コミセンにしても、実際、粗大ごみの日は一切サークル禁止というか、貸出しも、午前中ですか、禁止している状態なので、あくまでも事故がないよう早めな手を打っていただきたいと思います。

最後に、再度改めて答弁お願いします。

委員長（今野善行君）



町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

まず、近隣町村の状況を踏まえ、今後、内部において、それからいろいろな方のご意見等お伺いしながら、今後の進め方については検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

ほかに。15番馬場久雄君。

馬場久雄委員

それでは、前者に引き続いてまたごみの問題の件で1件、それから子育て支援課に1件質問させていただきます。

ごみ関係のやつで、成果に関する説明書の74ページであります。4款1項3目の環境美化推進事業。その中で、町内一斉の大掃除の実施ということで、年2回実施をしておるといふことでもあります。全町民挙げて住みよいまちづくりを推進したとなっておりますけれども、なかなか区ごとに、また、例えば吉岡とその周りの地区とでやり方もまた違うと思いますし、号令のかけ方といいますか、町民みんな参加してくれというその在り方もおのおの違うと思うんですね。

そういった形で、今までの実績を踏まえて、こういった活動の推進が順調に浸透しているのかどうか。また、各地区ごとにどういった、どの程度の事業を実施しているのかどうかお伺いをいたします。

それから、子育て支援課のほうには、決算書の125ページ、3款2項5目の補助金の項目の中に、これ児童館関係なんです。説明資料の62ページに該当すると思いますが、児童館運営事業の中で、補助金として、児童支援員さんのキャリアアップ処遇改善事業として516万円ほど補助金として出ております。この児童支援員さんのキャリアアップをするということですが、そういった成果といいますか、どういった事業で改善をされておるのか。これ母親クラブを含むというふうにもなっておりますけれども、その辺もうちょっと詳しく説明いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

ただいまの馬場委員さんの質問にお答えさせていただきます。

環境美化の日ということで、町内一斉の大掃除の実施ということでございますが、粗大ごみのチラシを配布する際に、あわせて美化環境行動の日ということで、ここに取り上げさせていただいて、町民の方々への周知を図っているところではございます。あわせて、各地区の区長さん、美化推進員さんを通じまして、各地区での活動をお願いしているところでございます。各地区におきましては、側溝の泥上げをしてくださっている地区があったり、それからごみステーション、クリーンステーションですね、地区のクリーンステーションに不法投棄されているものを回収してこの臨時粗大ごみのときに持ってきてくださったりとか、それから地区内の不法投棄物を回収してくださったりというような形で、各地区のほうでいろいろな活動に取り組んでいただいているところでございます。以上になります。よろしく申し上げます。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、馬場委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

キャリアアップ処遇改善の補助金ですけれども、こちらにつきましては、町のほうで委託しております2法人に補助金として出しております。その中で、児童支援員さんの研修会だったり、そういったものに積極的に参加をいただいている状況でございます。また、その受けた研修につきまして、公立の児童館の児童支援員のほうにも教示いただくというか、そういったこともしているような状況でございます。よろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

15番馬場久雄君。

馬場久雄委員

ごみの問題であります、各区長さん方をお願いをして清掃活動しているというご

説明いただきました。確かに今提示されましたチラシは区長さん配布の折り込みで見  
ておりますが、なかなか、そうはいつでも全区でどの程度といたしますか、今、側溝の  
泥上げとか、あと植栽の多少伸びたやつを切るとか、そういったことはしておると思  
うんですが、吉岡の区の中でもやるところやらないところがありましたね、そうい  
う形でばらばらであります。土側溝のあたりのときには泥上げとかやれたんですけれ  
ども、今、吉岡の町の中も蓋かかっておりますので、なかなかそれをやるというのも  
大変な事業でもあります。

そういうことで、声かけはあるんですが、温度差がちょっとあるのかなと思ってい  
ます。もちろん、泥上げをした場合の泥を入れる袋とかは町のほうから提供になっ  
ているというお話も聞いておりますけれども、そうであればなおさらこの程度というか、  
我々町民、素人でできる範囲内のあれをもうちょっとやれるような少し対策を持って、  
全町一丸となってこの年2回はやっていますよぐらいのPRにもなるし、また、あわ  
せて、そういったとき、今コロナでなかなか集まれないかもしれないですけれども、  
そういうときにいろいろな、アパートの住人とかこの辺は多いものですから、そうい  
うごみのクリーンステーションへの捨て方とか、いろいろなそういう指導するタイミ  
ングの機会与えられると思うので、なお各区ごとに取り組んでもらえればいいのか  
なと思っております。

ちなみに、こういう町場を除いた周りのほうだとどの程度の事業というか、やって  
いらっしゃるのかも教えていただければと思います。

それから、キャリアアップのほう、委託をしておるといようなことなので、ただ、  
成果としては、その委託事業者からこの児童支援員さん方にいろいろな指導してい  
ただいて経験を積んでいただくというふうなやり方なんでしょうけれども、その成果  
は毎年毎年そういった形で上がってきているというふうに感じられているのかどうか。  
その辺だけ伺います。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

確かに、実績報告等を各地区の美化推進員さんから、活動内容を年度末に報告いた  
だいでいるところがございます。それを見ますと、何かしら各地区ではそういった美

化活動には取り組んでいただいているようではございますが、ただそのやり方について、やはり大々的にやっているところと小規模な範囲でされている方というところでの差はあるようではございますが、何かしらやはり皆さん各地区ではしていただいているようではございます。それからあと、そういった土側溝上げみたいな大きな活動をされているところや、それからステーションの粗大ごみの回収をしていただいているところもあれば、それから地区内の道路等々の空き缶拾いとかそういったことをしていただいている地区もございますし、そういった活動、あと老人クラブさんのほうにお願いして、老人クラブさんのほうで缶拾いをしていただいている地区とかといった形でいろいろあるようではございます。

その美化活動の日、年2回でございますので、そういった周知について、町民の皆さんへの周知方法については、今後検討していきたいと思えます。また、美化推進員さん方ともちょっと協議させていただいて、進め方についてももう少し検討していきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、馬場委員さんの再質問にお答えさせていただきます。

NPOのほうの法人さんからは、実績報告という形で上がっております。その中を見ますと、例えば子供さんとの関わりの中で身につけるべき、例えば発達障害のお子さんとの関わりだったり、あとは工作だったり、子供と接する中での楽しい、何ていうんでしょうか、授業ですかね、そういったものに取り組むための研修だったり、あとはAEDの使い方だったり、あとは今コロナ禍でもございますので消毒作業とか、そういったことの研修を受けていらっしゃるというような内容で報告が上がっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

15番馬場久雄君。

馬場久雄委員

大体内容は分かってはきましたけれども。

あと、環境美化関係に関しましては、やはり不法投棄であったり、いろいろな分別のわきまえとか、そういったものもやっぱり周知しなきゃいけないですから、こういった機会を捉えて、やっぱりもっともっと区ごとでそう動いていただくような方策をちょっと練ったらいいのかなと思っています。ちなみに、なかなか我々の区でも全く動いていないということもありますので、もっとジャッキを巻いてやるようにハッパをかけてください。ひとつよろしくお願いします。終わります。

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。12番門間浩宇君。

門間浩宇委員

もう少し時間あるものですから、1問だけ質問をさせていただきたいと思います。

前者の部分でも質問あったんですが、成果に関する説明書で74ページの公衆衛生活動事業の中の防疫対策事業ということですから、町民生活課になるかなと思うんですが、今、各区ごとに家庭消毒といますか、そういったものをおられると思うんですが、町内でどのぐらいの行政区、あるいはその区割りの部分がやっておられるのか、把握しておられるのか、あったらお聞きしたいと思います。

というのは、私どもの地域の近隣でも、家庭消毒自体を大分中止というか、もうやる人もいないしやる意味もなくなってきたので、数を少なくしたり、あるいはもう中止という選択のところも若干見受けられるようになってきているのかなと思いますので、その辺のところ把握しておられるのであれば、ちょっと数字で結構ですから教えていただければと思います。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

では、ただいまの委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この防疫薬剤の配布に、散布といますか、につきましては、令和2年度におきましては、薬剤を配布していない地域につきましては、63行政区あるうち10行政区については配布をしておりませんので、53地区で家庭消毒といますか、そういった消毒業務はしていただいているというところがございます。以上になります。よろしくお

願いたします。

委員長（今野善行君）

12番門間浩宇君。

門間浩宇委員

私の聞き方も悪かったんでしょうけれども、63行政区のうちの10行政区やっていない。その中で、その行政区、もともとやっていたのをなくしたのか、最初からもうやっていなかったのかということをお聞かせください。

さらには、そういった動き、あるいは先ほどの前者の質問の中でも、こういったことはいいことなのでやっていきたいと、やって進めていきたいという思いも課長述べられました。その中で、どういった、そういった中止をする、やめてしまおうという動きもある中で、反面、逆に言えばそれを継続させていきたいという思いが役場内ではあるというふうに先ほどの質問の中で認識をしましたので、そういうことであれば、どういった形でその啓蒙を図っていくのかというふうな、あるいは世の中の流れに逆に言えば反する部分もあるわけですから、その辺のところ、もし手法とか、ぜひ続けていっていただきたいという思いも、その行政区あるいは地域ごとに進めていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

再質問3回までというルールがあるものですから、ついでに質問をちょっと新たにさせていただきますが、その防疫作業の中で、私、十数年ぶりに今回、地元小鶴沢なんですけれども、家庭消毒要員に指名をされまして、久しぶりに家庭消毒をやらせていただきました。その中で、昔の家庭消毒といいますと、例えば一般の母屋の中まで噴霧機で消毒をした経過がつい最近まではあったふうに思います。最近の10年、20年は、新しい住宅にもなりまして、うちの中までという部分は少なくはなりましてけれども、この間、今年の夏にやらせていただいたときには、新しい薬剤、今年の配布になった分の薬剤を使ったんですが、昔ですと煙になって、一般の母屋の中にまでその煙を入れてやっても、若干板の間とかはべたつくことはあったんですが、今年あるいは去年あたりのやつちょっと見てみましても、あまり評判がよろしくない。というのは、噴霧をしてやると結構べたつく、つるつるになるというふうな苦情が結構な数でありまして、私はこの立場上、役場で配布になったものだから、恐らく今までのやつよりは殺虫成分あるいは効果としてはあるんじゃないのというふうな言い方はしているんですが、うちの中をやる方、あるいは作業場の中に噴霧していただく方にとっ

てはそのべたつきが結構気になるみたいなこともあったものですから、どういった効果があるのかというのをついでにお聞かせ願いたい。

さらに、散布じゃない、側溝とかする粒状のやつも変わったように思うんですが、前だと粉剤ということで散布しておったんですが、それが粒状に変わっていて、家庭のそのうちうちによっては違うんですが、ついでにその粉剤であれば庭木の部分にもかけていただいて、幾らかでも殺虫効果があるような形でしたんだけど、粒状じゃもうできないよねというふうなお話もいただいたりもして。その辺のところ、切り替わった経過とかもありましたらお聞かせ願いたいと。

さらに、もう一つ。先ほどの前者の話で思い浮かんだんですが、その粒剤を配布するのに、動噴ありますわな、背負い式の噴霧機ですね。それ各地区で恐らく壊れかかっている、あるいはできなくなったというふうなことで、各家庭で持っている農業用の噴霧機なんかを使っている部分ではあると思うんですが、それ新しく購入した場合、どの辺の金額まであれなのか、あるいは機材として提供していただけるのかどうなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。すみません、長くなりまして。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

ただいまの委員さんの質問にお答えさせていただきます。

すみません、ちょっと回答漏れがありましたらご指摘ください、すみません。

まず、今までしていたところがやめた地区があるのかというところですが、10地区のうちのおおよそが新しい団地の地区内の地域が多くあります。それで、今のこちらで捉えている表から推測ですが、過去にしていた、この地区でだったらしていたのではないかというところでやめられたと思われる地区が3地区ぐらいです、3地区です。すみませんがそれは推測になりますので、申し訳ございません。

それから、薬の問題ですが、乳剤に薬を変えさせていただいたのは、前は確かに粉で、おうちの中が真っ白になって、臭いも大分大変なものだったというのがありましたが、粉剤を乳剤に変えた理由といたしましては、「乳剤じゃなく粒剤」の声あり）粉剤を粒剤に変えた理由といたしましては、粉剤よりもまきやすくなるという考えの中と、それから粉剤のように機械の中に固まってしまうという心配がないということ、それから、粒剤ですけれども、空気中の水分を取り込みやすくなっているため

濡らさなくても効果があるということで、有機リン系の粉剤からピレスロイド系の粒剤に変えさせていただいたというところでございます。それで、ほかの自治体についても、そういった粒剤のほうに変更している自治体が多くなってきているということもあったので、大和町においても変更をさせていただいたというところでは、平成26年ごろから変更をしてきているところでございます。

それからあと、機械につきましては、壊れたり買い換えたりする際には、補助という形ではなく、町のほうで購入してお渡しするというような形を取らせていただいているところでございます。以上です。すみません、よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

終わりですか、はい。ええ……

門間浩宇委員

おおむね了解をいたしました。逆から言うと、動力噴霧機に関しては、申請をすれば機材として提供していただけるということでよろしいわけですね。

あと、様々あるんでしょうけれども、粉剤を粒剤に変えた理由もそれでもう分かりますし、液剤のほうも、なお強力な部分で選んでくれているというふうに認識はします。

ただ、動き的に、その昔からの行政区に関しては、年4回あったところを例えば1回にするとか、2回にするとかという動きももうあるやに聞いております。そういったところは、集団的な防疫体制の構築からも含めて、まあならばやってくださいよというふうな、その辺の啓蒙、役場としても、恐らく法的な拘束力はないんでしょうから、やめても別に構わないし、年何回という指定もないんでしょうけれども、そういった意味では、続けていくと、いつてほしいというふうなお願い書みたいなものも考えてもいいのかなという思いで質問をさせていただきましたので、大体了解をいたしました。頑張ってくださいと思います。

委員長（今野善行君）

回答は。（「いや、いいよ」の声あり）いいですか、はい。

ほかにございませんでしょうか。8番千坂博行君。

千坂博行委員



関連ということで、答弁等あった中でお伺いします。

先ほど、子育て支援課荒木課長補佐のほうから、リモートでの会議というようなお話も出ました。コロナ禍から、去年の3月といいますと1年たった頃というところで、そういうほかの対策もいろいろあったとは思いますが、どの程度やれるようになってきているのか。これ恐らくは全課に共通すると思うので、事務方トップの副町長のほうに、今どのような対策されているかという、会議について開催を行っているかというところをお伺いしたいと思います。

それともう1点、町民生活課のほうで、動物の死骸の撤去といいますかね、あったと思うんですが、やっぱりちょっとやり取り聞いていて、やっぱりこれ交通事故につながったりとか非常に危険なところなので、迅速に対応するというところで、その流れをどういうふうにされているかというところ、何か早めに対処するという意味で工夫されているかというところを、あればお伺いしたいと思います。

委員長（今野善行君）

副町長浅野喜高君。

副町長（浅野喜高君）

それでは、千坂委員さんの質問に回答させていただきたいと思います。

リモート会議につきましては、今後進んでいくものとは思っておりますが、現在の状況におきましては、保育所関係については環境がまだ整備されておりませんので、その場でリモート会議、町のほうは当然大丈夫なんですけど、そういったこともございますので、今後そういった環境整備の関係もありますので、今後検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

ただいまの千坂委員のご質問にお答えいたします。

動物死骸処理に関しましてですが、まず流れでございますが、先ほども申しましたように、平日の業務時間内ですと、一般廃棄物収集作業中に業者のほうで発見した場合には、その都度、その際にすぐに回収していただくというようなことになっており

ます。また、それ以外であれば、通報者、発見した方からの通報により役場に連絡が入った際は、役場のほうからすぐ場所等確認し、住宅地図等々で場所を確認し、業者のほうにすぐファクスを送って回収に動いていただくというようなどころにあります。

ただ、状況に応じて、業者さんのほうに回してからでは遅いという場合には、例えば交通がすごい多いところだとか、すぐに集めないといけないなというようなどときには、職員が直接出向いて回収してきたりしております。それから、祝日に関しましては、守衛さんのほうにその通報が入った際は、守衛さんのほうから直接業者さんのほうに連絡をしていただいて、回収に当たっていただいているところでございます。

（「土日と時間外」の声あり）そうですね、土日と時間外につきましては、守衛さんのほうから直接業者さんのほうに動いていただいているところでもあります。以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

8番千坂博行君。

千坂博行委員

リモート会議等々、子育て支援課だけじゃなくて、例えば教育総務課もそうですし、ほかのところと連携する事務方というか、ほぼほぼ全てのところに共通すると思うんです。例えば、その後、ソーシャルディスタンス取りながら、開けながらやるとかというところも今はもうやっているとは思いますが、例えば、これも民間になりますけれども、もう迅速にリモートにして、要するに何が変わってくるかという、移動するリスクがない、時間も取られない、要はこれも効率化になるわけですよ。そういった意味で、仕事の効率も上がるし、安全性も上がるということで、これやってみないと使えないものですから、確かに音声つながらないとか映像つながらないとかというトラブルは最初あると思うんです。でも、やらなければいつまでたっても使えませんので、もうそろそろ全課挙げて、一旦みんな集めて研修してもいいと思うし、そういうところを取組というのは必要なと思います。

それとあと回収のほうですが、やっぱりこれ迅速という何かイメージがあまり浮かばなくて、何かこう、例えば思いつくところと言えば、今スマホで写真撮って送るということもできるんですよね。そうすると、位置情報からそこがもう分かる。要するに、調べる必要もないし、あとはほかの町外から来た人も、そこで撮ればそれ送るだ

けでいいんですよ。ここも効率化で上がるし、迅速という意味でも早くなると思うので、その辺ちょっと研究されたほうがいいと思う。あとは道路の補修だったり、あとは何だろう、水路等々の破損だったりという意味でも何でも使えますから、そういったところを使って、効率化というところにつなげてもらえばなという思いがあります。

委員長（今野善行君）

副町長浅野喜高君。

副町長（浅野喜高君）

それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やはりこれから本当にリモート会議というのがもう必要な時期でありますので、前向きに、できるところから順次行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

委員長（今野善行君）

町民生活課長阿部昭子さん。。

町民生活課長（阿部昭子君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

こういった道路上に、やはり自分も車運転しては思いますが、そういった危険物といいますか、何かあれば、運転には支障が出て危険ですので、迅速な対応は必要かとは思いますが。その対応については、今のやり方が全てというわけではありませので、こういった方法がほかにはあるのかということではいろいろ研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようでございますので、これで町民生活課、子育て支援課所管の決算についての質疑を終わります。大変お疲れさまでした。

暫時休憩とします。

再開は午後1時からとします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 再開

委員長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、2課でございますが、最初に職員の紹介をお願いしたいと思います。

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、福祉課の出席職員を紹介させていただきます。

私の隣でございます。課長補佐兼社会福祉係長の村田千江でございます。（「村田です。よろしくお願いします」の声あり）

その隣でございます。高齢者福祉係長菅野諭志でございます。（「菅野です。よろしくお願いします」の声あり）

最後に私、課長の蜂谷祐士でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

続きまして、健康支援課、櫻井和彦課長、お願いします。

健康支援課長（櫻井和彦君）

健康支援課です。よろしくお願いいたします。

職員を紹介させていただきます。

私の隣でございます。課長補佐堀籠千奈美でございます。（「堀籠です。よろしくお願いいたします」の声あり）

その隣です。同じく課長補佐菊地昭人でございます。（「菊地です。よろしくお願いいたします」の声あり）

隣でございます。障がい福祉係長渡辺憲太でございます。（「渡辺です。よろしくお願いします」の声あり）。

後ろの席になります。健康推進係長浅野有実子でございます。（「浅野です。よろ

しく願います」の声あり)

母子保健係長佐藤美和でございます。（「佐藤です。よろしく願います」の声あり）

私、課長櫻井和彦でございます。どうぞよろしく願いたします。

委員長（今野善行君）

審査に入る前にあらかじめ申し上げます。前段でも申し上げておりますが、質疑及び答弁に当たっては簡潔明瞭に分かりやすく願います。

それでは、これより審査に入ります。

説明が終了していますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番千坂裕春君。

千坂裕春委員

主要な施策の126ページ、高齢者グループホーム事業の件で質問させていただきます。

その中で、グループホームすずらの設置費用とありますが、こちらの中で、屋根修繕工事が180万円くらいかかっていますが、こちらのグループホームすずらは令和4年の3月末で閉鎖ということで委員会で説明あったんですけども、そうするならば、計画的な修繕とかそういったものではない、いずれにしても計画性がないという観点から、どのようなこの修繕の必要があったのか、まずそれを1点。

2件目が133ページ、配食サービスの件でお伺いします。利用者のほうが59人ということですが、こういった配食サービスあるということの周知と、希望すれば全員がこの配食サービス受けられるのかどうかお聞かせください。

以上2点です。

委員長（今野善行君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、千坂委員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、グループホームすずらんでございますけれども、令和2年度につきましては屋根修繕工事という形で実施させていただいております。雨漏りがあったという形

でございます、計画的に屋根修繕をしたわけでございますけれども。グループホームすずらんにつきまして、指定管理という形で今運営していただいているのは、永楽会さんのほうでしていただいている状況でございます。その指定管理につきましては今年度3月で終了という形で、期限が満了になるという状況でございます。今後、そういった募集等かける場合と、老朽化という建物もございますので、なかなか改修する計画と、そういう形も出てくるわけではございますけれども、大規模改修につながっていく状況にもございましたものですので、委員会のほうにご説明をさせていただいて、今年度でグループホームすずらんという形の施設につきまして閉じさせていただくというような内容になったわけでございます。

令和3年度の修繕につきましては、エアコン関係とか、そういった形の修繕も計画はしておりましたけれども、その計画を踏まえて、改修等も踏まえまして、大規模改修をするこの計画より、今年度で終了という形の中の計画のほうを判断させていただいた中で、計画につきましてはちょっと、今後の計画につきましては中断といたしますか、計画はなしという形の判断をさせていただいた状況でございます。

あと、133ページの配食サービス事業でございます。この配食サービスにつきましては、59名の方が今現在していただいている状況です。配食サービス事業につきましては、介護事業のサービスの一つという形でございますので、窓口のほうに来ていただいて、その介護等、内容的には高齢者1人世帯、あと高齢者家族世帯の方々が配食という形でされている状況でございますので、そういった申請をいただいて、この配食サービス事業を実施している状況でございますので、役場窓口のほうにお問合せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長（今野善行君）

11番千坂裕春君。

千坂裕春委員

まず、すずらんのほうなんです、委員会で説明受けたもので、私が失念したのかもしれませんが、利用者の少ない中で、指定管理者のほうでペイしないから今後は続けていけないというのが大きな要因であって、こういった大規模改修が今後発生する可能性があるからというのは、また別な話だったと思う。この修繕をかけるときに、そういったものを、何ていうかな、ヒアリングとかそういったものをしながらこういった修繕していかなければ、もったいない修繕になってしまう可能性があるという中

の質問でしたけれども、再度お願いします。

配膳サービス事業ですが、これは、基準をクリアして申請すれば、じゃあ全員受けられるという認識でよかったのか、もう一度手短かに。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、お答えさせていただきます。

令和2年度の屋根を改修するときの予算要求的な段階では、計画的に修繕していくという内容のところでございまして、グループホームすずらんにつきましては、廃止というまでの議論はちょっと、永楽会からそういう話はなかった状況でございました。

今後、指定管理者の更新という形の内容でございますので、そういった形で運営的な状況も、情報も入りましたものですから、そういった状況と大規模改修をされた場合という形の今後継続していく内容議論しまして、そういった形で令和3年度、今年度、指定管理継続はされないような形で結論といたしますか、そういう状況に進めている状況でございます。

あと、配食サービスにつきましては、65歳以上のお一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方の条件等合えば、週3回でございますけれども配食、自己負担の分もございまして、配食サービスが受けられるという状況でございます。以上です。

委員長（今野善行君）

11番千坂裕春君。

千坂裕春委員

配食サービスは理解しました。

すずらんの件なんですけれども、そうしましたら、指定管理者の更新時ということは理解しましたが、では、屋根の修繕したの何だったんでしょうかねというような意味合いで指定管理者と協議されましたか。そうじゃなければ、令和2年度で修正しないという選択肢もあったかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長（今野善行君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、委員のご質問にお答えをします。

屋根修繕につきましては、雨漏りという形でございますので、応急的な処理という形で、その雨漏りする部分、棟部、棟というか、屋根の頂上部分を応急的に修繕させていただきまして改修した状況でございますので。あと、雨どいも曲がっていたという状況もありますので、そういった含めて修繕をさせていただいた、応急的に修繕をさせていただいた状況でございます。以上でございます。

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。7番馬場良勝君。

馬場良勝委員

それでは、私から、健康支援課3点、福祉課3点、お尋ねをいたします。

まず、健康支援課さんから。

決算書の113から114ページ、3款1項4目19節の扶助費なんですけど、前年度の不用額が1,700万円、令和2年度が3,800万円ということで、約2,000万円ほど不用額が出ておりますが、理由をお尋ねいたします。

それから、主要な施策の55ページ、3款1項4目障害者福祉総務費の中の地域生活支援事業費。この中で、障害者等基幹機能相談支援事業と、障害者等相談支援事業、こちらがございまして。これ前年度と記載がちょっと記載方法違うんですが、どういう理由でこのようになったのかお尋ねをいたします。

それから、69ページ、4款1項1目自殺対策緊急事業ですか、この中で、家庭訪問が前年度から、99件から196件、そして相談が364件から1,157件と激増しております。この辺対応きちんとできていたのかどうかお尋ねをいたします。

それから、福祉課さんにお尋ねをいたします。

主要な施策の50ページ、3款1項1目ボランティアセンターへの助成とありますが、前年度、登録者が1,292人に対して、令和2年度835人になっております。この減少の理由をお尋ねいたします。

同じく51ページ、3款1項2目高齢者生活支援事業の中の生活管理指導短期宿泊事



業ですか、これなんです、利用者3人、利用日数が70日ということで、内容も含めてどのような効果があったのかお尋ねをいたします。

それから、介護保険事業のほうで、131ページ、4款3項2目になるのかな、権利譲渡事業費、成年後見制度かな、ちょっと待ってくださいね、131ページ、権利譲渡制度推進事業ですか、この中で、高齢者の虐待及び不適切な対応ということで、その相談。前年度69件から令和2年度は21件。それから、成年後見制度・日常生活自立支援事業に関する相談が60件から1件に減っているんですね。これがどのような意味をなすのかお尋ねをいたします。以上です。

委員長（今野善行君）

健康支援課課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

それでは、馬場委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、決算書の113、114ページで障害福祉費の中の扶助費の不用額についてのご質問だったと思います。昨年より増えているというようなご質問でしたが、この金額につきましては、毎年上下しているというのはございます。大体右肩上がりになってきている状況なんです、その要因としましては、いろいろなサービスが増えてきたりであるとか、あとやはり利用する方が増えてきているというようなこともございます。なかなかやはり不用額が出てくるということは、最終的に通常であれば3月の補正の段階で不用な分は下ろすわけなんですけれども、どうしても利用者の方いらっちゃって、最終的にその3月補正後の段階でどのぐらい利用するか分からないという分がございまして、どうしても落とすことが難しいという部分がございます。その辺の理由もございましてこういった不用額が増えているというようなことになってございますので、ご理解いただければと思っております。

それから2点目でございますが、説明書の55ページの地域生活支援事業費の基幹相談型相談事業の部分ですね、の表現ということでございます。これにつきましては、令和元年度と令和2年度におきまして契約の形態がちょっと変わってきて、そういったこともありまして、ちょっと表現の仕方が変わってきております。今回お示しさせていただいた資料には障害者等相談支援事業、それから障害者等基幹機能型相談支援事業という2項目、この2つということで記載をさせていただいております。基幹相談型の相談事業につきましては、これまで黒川圏域4市町村が一括で、県の社会福祉協

議会のばれっとよしおかというところなのですが、そこをお願いをしておったんですけども、その中に、基本相談であるとか基幹相談であるとか、そういったものも含めてお願いしていた部分がありました。ただ、令和2年度から、この黒川4市町村の中で、富谷市、大衡村、大郷町が別なところをお願いするというような部分が出てきて、そこでちょっと契約の形態が変わって今回このような表記になったというふうにご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

最後3つ目でございますけれども、69ページの自死対策で家庭訪問が196人、これが昨年と比べて97人の増加、それから電話相談が1,157人の793人の増加ということでございました。

要因としましては、これまでもいろいろな課題であるとか、そういったお持ちの方いっぱいいらっしゃったんですけども、やはり昨年に関しましてはコロナの関係であるとかそういったこともございまして、複雑な問題を抱えるケースが増えてきた。延べの件数でございますので、1人で回数が多くなってきたと、そういった部分もございまして。そういったこともありまして、家庭訪問も当然増えた、それから電話相談のほうが大幅に増えたということになっておるところでございます。

今回それから、今まで計上していなかった部分も実は中に含まれております。これまでは単純に、対象となるケースの方本人からの相談のみをカウントしていたという

ございますけれども、それに関係する方々、家族であるとか、例えば友人であるとか親戚であるとか、そういった方々の相談も当然計上すべきだろうということで足した部分もございまして、ちょっとその辺の内訳はどのぐらいというのは、ちょっと今数字を持ち合わせていないんですけども、そういったことで増えてきたというふうになっておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、馬場委員のご質問に答えさせていただきます。

初めに、成果に関する説明書、50ページのボランティアセンターの助成についてでございますけれども、令和2年度、835名という形でございます。この人数につきましては、各地区の区長さんがボランティアの届出と申しますか、そういう形で、社会福祉協議会のほうに提出、あと人数の積算でございますので、若干コロナ禍もあるの

か、ちょっと人数、ボランティアさん少なくなったという状況の数字でございます。

続きまして、51ページの高齢者生活支援事業の生活管理者指導短期宿泊事業でございますけれども、このご利用していただいた3名という方につきましては、高齢者の虐待関係の状況でございます、短期にこの施設に入っていたという状況でございますので、令和2年度は3名の利用者が70日という形でございます。

そして、131ページの権利擁護でございます。高齢者の虐待、不適切な対応に関する相談という形につきましてですけれども、大変申し訳ございません、延べ21件と申し上げてございましたけれども、相談あったのは21人でございます。すみません、大変申し訳ございません、訂正させていただきたいと思っております。

それで、町のほうにその分で……（「件数ですね」の声あり）相談につきましても、町と、あと令和2年度から包括支援センターが委託業務という形にしておりますので、包括支援センターのほうに直接その相談と、そういった形もございますので、大和町の分としては件数がちょっと少なくなっているという状況、直接町のほうに来た件数が少なくなっているということでございます。

成年後見制度の日常生活自立支援事業に関する相談も包括支援センターという状況もありますので、町に直接来た相談が1件という形でございます。以上でございます。

委員長（今野善行君）

7番馬場良勝君。

馬場良勝委員

健康支援課さんから。

上の2点は了解しましたが、扶助費ということで、もう少し使うというんじゃないですけれども、要は見込みありますよね、もう少し使う見込みですよ、不用額2,000万円ということは、使おうと思えば使えたのか、その辺はちょっと難しいんですけれども、課長おっしゃるように年度によっていろいろ変わるんでしょうから、そこは理解をしました。

2件目も、契約の形態が変わったということで了解をしました。

3点目の自殺対策の緊急強化事業なんですけれども、やはり去年、昨年ですか、コロナ禍になってから随分、芸能人の中でも、え、この人がというのが随分ありました。恐らく本町にも随分思い悩んでいる方がいらっしゃると思います。その件数、課

長おっしゃるように、そういう件数も増えているんだろうけれども、本当に困っている人も、やっぱり悩んでいる人もいっぱいいると思うんですよ。それに対してちゃんと対応できているのかというのを聞きたかったので、人員が足りているのかも含めてご答弁いただければと思います。

それから、福祉課さんなんですが、ボランティアの人数が事実上減っていますよね。これはコロナ禍だけなのか、それともボランティアに今までいた人たちが年を取って引退されて減ったものなのか。要は、ボランティア減ると、そういういろいろなことがちょっとできなくなってくることも可能性としてあるわけじゃないですか。その辺をどのように捉えていらっしゃるか。要は、減っていくことによってどのような弊害が現れてくるとお考えかお尋ねをいたします。

それから、2点目は了解をしました。

3点目なんですが、地域包括支援センターで受けていらっしゃるということなんだけれども、やっぱりこちらについてもいろいろ課題等々もあってね、成年後見制度とかについては、その選ばれた人が本当に適切なのかどうかとかという課題もあると思うんですよ。その辺をちゃんと地域包括支援センターと連携が取れているのかどうか。その点をお伺いいたします。

委員長（今野善行君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

それではお答えいたします。

自死の関係で対応できているのかというご質問でございましたが、今、最初の答弁でも申し上げましたとおり件数大分増えておりまして、当然コロナの関係もございませう。やはり深刻な方もいらっしゃいます。その場合、健康支援課でももちろん精神保健担当しておりますけれども、いろいろなその家庭の状況によりましては福祉課、それから子育て支援課、連携して取り組ませていただいておりますところがございます。その辺、課の連携しっかり取りながら、やはりその非常に重い問題を抱えている方については対処させていただいております。

それから、スタッフでございませうけれども、やはり職員何人いれば十分かというのはなかなか難しいところがございます。正職員の数やはり限りありますので、それを補うといえますか、形でといえますか、職員のスキルアップ図っていく意味で、いろい

ろな専門家の方を招いて研修をしたりであるとか、あるいはこちらの専門職、保健師等々の仕事に対する悩みを聞く機会を設けたりであるとか、そういった場を設けておりますので、職員十分足りているかと言われますとなかなか申し上げにくいところがございますので、その辺ご理解いただければというように思います。よろしくお願いたします。

委員長（今野善行君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

馬場委員の質問に答えさせていただきます。

ボランティアの方々についてでございますけれども、各地区等におきましても、ボランティアの方々、委員のおっしゃるとおり、高齢になってきている状況、なかなか若い人がいないというお話をいただいております。その点につきましても、従来重要な課題だという形の認識はしておりますけれども、社会福祉協議会のほうと要は協議しまして、この対応、今後、重要課題という形で対応してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

それとあと、2点目の成年後見制度の支援事業、その相談が1件という形でございますけれども、包括支援センターとの連携につきましても随時取っている状況でございますので、その点は、包括支援センターに相談が行っているから全部そっちにお任せというわけではなくて、町が主導といいますか、そういった形を取りまして、お互いに連携を取って対応している状況でございます。以上です。

委員長（今野善行君）

7番馬場良勝君。

馬場良勝委員

健康支援課さんの自死対策の緊急の事業なんですけれども、これ非常に大変で、ただし、その悩んでいる方もそうだし、自死される方もそうだし、その家族もそうだし、非常に重い十字架をしょうんですよ、仮にそういう場合になったときに。やっぱりここもう少ししっかり、今もやっていらっしゃるとは思うんですけれども、やっぱりコロナ禍ということで、これからますます、まだちょっと長引きそうなので課題

等々多くなってくるかと思うんです。それで、内容も複雑になってくると思うんです。要は生活が苦しいからそういうふうになるのか、それとも周りと会えないからそういうふうになるのかとかね。その辺もしっかり、相談するほうもそうだけれども、されるほうもなかなか大変だと思うんです。やっぱりその辺、課長、しっかり見ていただいて、職員のほうもしっかり見ていただけるように、いま一度答弁をいただければと思います。

それから、福祉課さんですけども、これ以前、一般質問等々でも同僚議員からも出ていた話で、ボランティアに関しては今後どうしていくのやというのは大きい課題だと思うんですよ。共助という意味でも、やっぱりある程度お手伝いというのかな、無償のというのかどうか分からないけれども、これ、これからしっかりやっついていかないと、どんどん減るばかりだと思いますよ。その辺やっぱり今後どのようにお考えなのか、いま一度答弁をしていただきたいと思います。

それから、成年後見制度等々、これも健康支援課さんとも少し重なるんですけども、やっぱりこれから2025年度までは高齢者増えていきますから、それでどんどん長生きしていくのかな、やっぱりその辺でいろいろ課題を抱える独りの方というのね、高齢で独りの方で認知症になってとかと、いろいろ課題出てくるんですよ。やっぱりその辺も手厚く今後やっついていかないといけないと思いますので、いま一度その辺も含めて答弁をいただければと思います。以上です。

委員長（今野善行君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

大変貴重なお話といたしますか、それいただきました、本当にありがとうございます。

常日頃から、そういった支援を必要とされる方々に対して、健康を害している方に対しては、支援する側、我々のほう、やはり健康でなければ駄目だという話を職員のほうにはさせていただいております。そういった意味もございまして、住民のために頑張るのはもちろんなんですけれども、まずは自分の体調を整えて、それからしっかりとした支援できるような知識なりスキルを身につけていけるように、私のほうでも気配りをしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

委員のご質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、重要な、ボランティアの方々に対しての協力をいただくという形も重要でございますので、重大、重要な課題という形で、今後も解消できるような形で取り組んでいきたいと思っておりますし、権利関係につきましても、弱者の方が住みやすいような状況になりますように、実働的には包括支援センターが細かく動いていただくという状況もありますけれども、包括支援センターと協力体制をきちんと整えながらも、弱者の方に対しての手厚いケアといいますか、それをしてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。2番児玉金兵衛君。

児玉金兵衛委員

では、各課に1点ずつお尋ねします。

ページの若い順から。健康支援課さんから、131ページ、4款1項2目19節扶助費。主要な施策の説明書でいきますと、71ページ、子どもインフルエンザ予防接種ございます。

福祉課さん、続けます。273ページ、4款3項3目12節委託料。主要な施策の説明書でいきますと、131ページ、包括支援センターであります。

これ、両方とも令和2年度にスタートした我が町の新たな試み、政策だと思っておりますけれども、昨年度、2つの施策ともコロナの影響を多少なりとも受けたと思うんですけれども、初年度スタートして、それぞれ、健康支援課さん、その見込みどおりにしっかりスタートできたか、その手応えをお聞かせください。

福祉課さんも、まず外部に分業制度を取りまして、初年度、その見込みどおりのメリットはあったかお聞かせください。

委員長（今野善行君）

健康支援課課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

児玉委員のご質問にお答えいたします。

子どもインフルエンザでございますが、昨年度からスタートいたしました。利用率につきまして、人数におきましては、6か月から12歳までが56%の方にご利用いただいて、13歳から15歳、中学生ですけれども、67.5%の方にご利用いただいたということでした。

予算、昨年度の補正で予算を頂戴いたしまして、そのとき、できるだけ多くの方にご利用いただきたいということで、人数では100%の予算をつけていただきました。それを目指してといたしますか、目標値としては特に定めてはいなかったんですが、できるだけ多くの方に利用いただきたいというような思いでスタートしたところでございます。

ただ、この率だけ見ますと、ならば大体4分の3までいかないということで、できればもう少し上がってほしかったなという思いはございます。昨年の場合、お話にもありましたとおり、コロナの影響もあったかと思えます。それから、昨年、コロナの関係があって、インフルエンザのワクチン接種のスタートが最初高齢者の方からスタートというようなことになったんですね。それは強制ではなかったんですけども、そういったお願いが政府のほうから出された。そういったものも多少なりとも影響したのではないのかなと思っておりますが、そういったこともございまして、結果としては決して100%満足いく数字ではないんですけども、おおむねこのぐらいの方にご利用いただきましたので、引き続き今年度も、10月からまたスタートしますが、PRに努めて、できるだけ多くの方に利用いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 （今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、児玉委員のご質問に答えさせていただきます。

昨年4月から、委託型という形で地域包括センターのほうに設置していただいている状況でございます。131ページのほうにも総合相談という形で記載させていただきましたが、延べ2,605件という形のご相談を包括支援センターのほうにされている状況で



ございます。

新型コロナ関係もございまして、なかなか地域の集まる場所に訪問できないという形もございまして、若干の、当初よりは集まりの会場に行くという形がちょっと少なかったかなという状況ではございますけれども、委託会社のほうで根強くいろいろ、ちょっとしたことでも地域の区長さんとか民生委員さんのほうに問合せという形を取りまして、少しずつではありますが、高齢者の相談窓口という形の位置づけにはなっている状況でございます。若干まだ町のほうに、窓口と捉えて相談に来られる方もおりますけれども、全体的には包括センターの事業等につきましては良好に行われたと考えております。以上でございます。

委員長（今野善行君）

2番児玉金兵衛君。

児玉金兵衛委員

では、再質問いたします。

健康支援課さんから。ちょっとたまたまタイムリーに、14日付の朝日新聞で記事がありましたので切り抜いてきました。見出しが、インフルエンザワクチン足りるのという見出しで、供給が昨年度より2割減予測と書いてありまして、いわゆる、昨年コロナウイルスの蔓延のせいでインフルエンザがそんなにほとんどはやらなかったということで、メーカーのほうでもワクチンの製造を、売れないものをたくさん作ってもしょうがないので、手控えている状況もあるし、じゃあ医療のほうでは、コロナに対応しながら、例えばインフルエンザワクチンも同じで、打っていない期間が長ければ長くなるほど、はやり出したときに免疫がなくて一気に広まるという懸念も医療業界のほうで持っているという話だそうです。なので、全体として、今年のインフルエンザのもしかしたら流行した場合大変だなという危機感を持っているという記事なんですけれどもね。

それで関連してお尋ねするんですけれども、先ほどお伺いした手応え、さらにそれを踏まえて、今年これから、例えば11月になると、世の中、行動の規制がある程度緩和されるということもあります。なので、政策としてはこのまま今年もスタートするという事なんですけれども、そこら辺、コロナのほうの対策をしながら、そちらのほうも続けていくということで、そうですね、万が一インフルエンザがはやった場合にも備えてどのようなお心積もりで臨まれるか、もう一言だけちょっとお話をい

ただきたいと思います。

福祉課さんのほうなんですけれども、気になっていたのは、外部に委託して新しい制度がスタートしたことによって、現場の役場のその課の職員さんたちの仕事の負担はどのくらい、現場感覚として、楽になったのかなということもちょっと一言聞いてみたいです。お願いします。

委員長（今野善行君）

健康支援課課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

では、お答えさせていただきます。

新聞報道にもありました。朝日にも載りました。河北のほうにもちょっと載っていたかなと思っております。10月からインフルエンザスタートするに当たりまして、今、職員が各医療機関のほうに、また今年もお願いしますというような文書をお配りさせていただいた際に、なかなか今年インフルエンザのワクチンまだ入ってこないんだよねみたいなお話も言っている医療機関もあったと聞いております。

そういったことで、完璧な100%の形でスタートというのは恐らく難しいんだろうなというふうには思っております。そういった中で、コロナのワクチンとの接種のその間隔の問題とかもありますので、その辺はやはり保護者の方が、やはりその辺、コロナのワクチンの接種の選択と、あとインフルエンザのワクチンの選択と、十分そこ検討いただきながら、やはり最終的に判断いただくのは保護者の方ということになりますので。ただ、その判断するための材料につきましては、町のほうでもいろいろな、広報を含めていろいろなもので周知をしていく必要があると思っておりますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐土君。

福祉課長（蜂谷祐土君）

それでは、児玉委員のご質問に答えさせていただきます。

包括支援センターという形の委託業務、今までですと町職員の専門職が対応するという形でございます。あと、その町職員の対応につきましても、楽になったかとかと

いうわけではございませんけれども、その相談の直接の相談というのがある程度緩和されている状況でございますし、その緩和された内容で、逆の内容みたいな、介護予防の普及のほうに力を入れられるというような状況になっておりますので、出前講座とか生き生きサロン関係のとかそういった、あと介護予防としての健康貯筋友の会とか、そういった方の、その事業のほうに力を入れられるようになったという状況でございます。以上でございます。

委員長（今野善行君）

2番児玉金兵衛君。

児玉金兵衛委員

答弁いただきました。両課ともまた引き続き難しいコロナの状況の中でのかじ取りだと思うんですけれども、それぞれ外部との連携をしっかりと取って、引き続き進めていただきたいと思います。終わります。

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。10番渡辺良雄君。

渡辺良雄委員

成果に関する説明書の52ページ、敬老事業のことについてお尋ねをします。

ちょっと制度設計のお話になるかもしれないんですけれども、私、毎年疑問に感じて、ついに我慢できなくて質問をします。理由は、10年未満の方、敬老祝い金、お三方いらっしゃって5万円という金額です。それから、30年以上お住まいの方は50万円と。つまり10分の1なんですけれども。分からないことはないんですけれども、50万円と5万円、それからあと20万円の方もいらっしゃいます。例えば、20年住んでいて、10年後、110歳になってから差額もらえるのか。多分難しいなと思うんですけれども。この3人のご家族にしてみると、うちのおじいちゃんあるいはおばあちゃん、ほかの人50万円もらうのに、何でうちだけ5万円なんだろう。

これらについては自治体の施策ですから全国一律ではないんですけれども、非常に不公平感が強くて、これをこのままずっとやっていくのかとなると、何となく割り切り感がいかないんですね。これらについては、国の補助金制度にして、国の制度の制度設計を変えるというような方向にいかないのかどうか。そこを1点だけお尋ねをし

ます。80歳の方であれば、1年間我慢すれば次から5,000円頂けるということで、5,000円くらいの1年だったら、何となく我慢してくれという気持ちはあるんですけども、5万円と50万円でその差45万円と、ちょっと納得がいかない気がするんですが、その辺ご答弁をいただきたいと思います。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、渡辺委員のご質問に答えさせていただきます。

特別敬老祝い金の中身でございますけれども、この制度につきましては町の条例という形で定められていまして、予算的にも単独という事業でございます。

年数の区切りではございますけれども、一応30年以上の方々につきましては、長く大和町に貢献をして、貢献といたしますか、住んでいただいているいろいろ携わってきていただいたという形で、100歳になる誕生日に町の事業として50万円というような状況でございます。あと、そのほかにも大和町のほうに前から住んではいらっしやらないですけども、こんなことを言っでは申し訳ないですけども、施設のほうに来られて、施設のほうで100歳を迎えられたという形の方もいらっしやる状況でございます。そういった形もございまして、年数的には10年未満と、10年から30年までの間の、こういう形の制度という形がつけられた状況でございます。

ですので、大変、その対象になられた方に不公平といたしますか、大変申し訳ないですけども、こういう制度で今後も続けさせていただくような形と考えてはございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

委員長（今野善行君）

10番渡辺良雄君。

渡辺良雄委員

いや、質問は、これで我慢してくれという課長のご答弁いただいたんですけども、私、質問したのは、国に、こういう不公平が生ずるから国で考えてくれないかという、そういうことをお話しになられるかどうかをお尋ねしたんです。そこをちょっと回答いただきたいんです。

委員 長 （今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、再質問答えさせていただきます。

国のほうにつきましては、国では祝詞と、あと記念のバッジですか、勲章を100歳の方に贈呈する形で、金額的にはないような状況でございます。ですので、そういった形も、国も同じような、同じというかそういった制度ですので、そういうご理解をいただければと思います。

委員 長 （今野善行君）

10番渡辺良雄。

渡辺良雄委員

いや、ちょっとしつこくてごめんなさいね。一回こっきりしか頂けなくて、5万円しか頂けない方がお三方いらっしゃるわけですよ。それで、それを、この方はじゃあほかのところに住んでいらっしゃるって、施設に来る前ほかのところに住んでいらっしゃるって、そこで45万円くれるとかそういうことはないですもんね。私たちの町の独自の施策ですから。それで、こういうことが生じるから、国は少し考えてくれませんかというようなことを、町として発信できないかということをお尋ねしているんです。

委員 長 （今野善行君）

あれですね、（「副町長」の声あり）あれでしょう、国として統一した制度にできないかという意味だよ。そういう申入れをするべきだという話、副町ですかね、副町長浅野喜高君。

副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、渡辺委員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今の国の制度ということでございますが、この100歳の敬老祝い金につきましては各自治体の施策でございまして、例えば仙台市でやっているものでは、全然、100歳にな

っても祝い金はございません。郡内であるのは、多分大衡村さんですかね、あそこでは50万円、うちのほうと同じでございまして、今、大分、その100歳の祝い金やめているところが多いと私は伺っております。ですから、国のほうに祝い金に対してどうのこうのということは、ちょっと国では考えていませんので、そのことはご理解をいただきたいと思います。これ町独自の考えでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（今野善行君）

ほかにございせんか。14番堀籠日出子さん。

堀籠日出子委員

それでは、成果に関する説明書の51ページの老人クラブ助成事業についてお尋ねいたします。

この老人クラブの事業というのは、今回のコロナ禍で事業の自粛や中止というのが、町からの通達があつて、なかなか計画どおりに事業が進まなかつた状況であります。そんな中で、助成金を頂いて、高齢者の健康づくり、教養向上、地域奉仕活動などの目的として助成金を頂いているわけなんですけれども、今回のコロナ禍の中で、ほとんどの老人クラブで補助金を使い切れなくて残金が出たんじゃないかなと思つております。

そんな中で、この補助金の使い切れなくなつて残金が出た分、それを返納してくださいという通知が来たようであります。私から考えると、老人クラブなので、補助金の申請するのも大変。そして、頂いて、そして返納してくださいと言われても、またその手続も大変だと思うんですけれども、この返納という形にしないで、じゃあ残つた分は令和3年度の事業に活用してくださいというような、こういう何か柔軟な対応ができなかつたのかなと考えますので、その点1点お尋ねします。

それから、この補助金を返納した老人クラブと、返納しなかつた老人クラブがあると聞いたんですけれども、これが事実だとしたら何でそのようなことが起きたのか、その点お尋ねします。

それから、令和3年度もこのような状況の中で、多分、補助金に対しての、補助金じゃない、助成金に対しての残金が出てるのではないかなと思うんですけれども、そのときのその残金に対する対応をどのように考えられますか。それをお伺ひします。

それと、最後の4点目なのですが、この助成金の申請、なかなか老人クラブの皆さんからすると、こういう、当然頂くものですから手続は必要なんですけれども、この老人クラブの事業に対しまして今まで助成金の申請は、ほかの団体の助成金なり補助金なりの申請手続と同じような方法で申請されているのか、それをお尋ねします。

例えば、老人クラブだから、じゃあほかの団体はこうだけれども、でも老人クラブだから少し簡素化して、そして省いて、そして申請をやるようにしましょうかという、そういう考えがおりなのか、それとも、助成金なんだから全部の団体と同じ一律に申請しなきゃいけないと思っているのか、その点お尋ねいたします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐土君。

福祉課長（蜂谷祐土君）

それでは、堀籠委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めでございます。老人クラブの事業につきましては、県の補助事業もございますので、そういった中で、3大事業、老人クラブのほうですね、社会奉仕活動、老人教養事業、健康増進事業、この3つの事業の活動をしていただいた老人クラブの方々に、県の補助を通して町がそれにプラスしましての補助金を交付しているという状況でございます。

ですので、そういったこの3つの事業の中で活動されている中での補助に対してのそれ以上の事業をされている老人クラブの方々につきましては、補助金額はそのままの交付という形で確定をさせていただきまして、もしそこまで事業をされていなかった老人クラブにつきましては、実績報告を出していただきますので、そのチェックをかけまして、その分で対象になるかならないかという判断をさせていただいて、今回、令和2年度につきましては、コロナ禍もございますけれども、46クラブ中28クラブがその事業的に活動が不十分だったという形もございまして、若干の返納をしていただいている状況でございます。

ですので、補助事業、県からも、その報告もしなければならない状況でございますので、そういった形は県のほうにも町からあと返納という形を取らせていただいて、補正予算で41万円ほど出させていただいています。

ですので、大変、老人クラブの方、高齢なので、なかなか数字とか領収証とか、そういったのを集められるというのは、まとめられるのは大変というお話も聞かせてい

ただいている状況ではございますけれども、大変申し訳ございません、補助事業の内容でございますので、その点はきちんと整理していただくような形で、一応その老人クラブのほうにはお話、当初申請をいただく際にはお話をさせていただいている状況でございます。

ですから、翌年度、簡易的には翌年度に繰越しという形でございますけれども、その年度年度で県のほうにも報告しなければならない状況ですので、返納という処置を、財政当局と相談しまして、そういう状況をさせていただいている状況でございます。

ですので、あと申請の手続でございますけれども、補助事業でございますので、各団体と同じ内容で申請の手続をいただきまして、あと実績報告を出していただくという処置を、同じ内容で申請をしていただくような、老人クラブの方々についてもそういった形をお願いしている状況でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。（「返納したクラブと返納しなかったクラブの件については、どのように考えていますか」の声あり）

返納していただいたクラブと返納されないクラブでございますけれども、ですので、3大事業の3つをされている事業のクラブは返納されない状況でございますので、その3大事業をされて補助金以下の事業経費の場合、その分の補助金分を差し引いて、その分を返納していただいている状況です。だから、3大事業……（「クラブの数だよ」の声あり）あ、数。（「それが、そういう返したクラブと返さなかったクラブがあったのか何かということ」の声あり）

先ほども言いましたけれども、クラブは46クラブでございますけれども、返納したクラブが28クラブ。その分、その3大事業をしていただかなかったクラブが28クラブございましたので、返納していただいた。その収支での、金額、その28全部ばらばら、金額は統一ではございませんけれども、その収支のやつで補助金と差引きで、その分を全部返納していただいたという状況でございます。

委員長（今野善行君）

14番堀籠日出子さん。

堀籠日出子委員

ちょっと食い違ったかなと思うんですけれども、その助成金の返納に対しては、じゃあ3大事業をやって、そして残金が出た分は全てのクラブの人たちが返納したということによろしいんですね。残金があったんだけど返納しなかったクラブと、返



納したクラブがあったということをちょっと聞いたものですから、そういうことはな  
いということですね。はい、じゃあいいです、それはそれで。

それで、この老人クラブのクラブ数なんですけれども、これ平成30年度から見ます  
と、平成30年度は49クラブで会員数が2,167人。それで、令和元年ですと48クラブで  
2,085人で、1クラブが減になっています。そして、令和2年ですと46クラブ、1,975  
人、会員数が。ということで、3年間で3つのクラブが減になっておりまして、当然  
会員数も192名と、約200名の会員が老人クラブの活動から抜けているということにな  
ります。

これから高齢化社会、もう高齢化社会ですけれども、これからますますそういう時  
期になってくるときに、やっぱり高齢者の皆さんの活動というのはすごく大事になっ  
てくるわけなんです。そんな中で、3年間で3クラブが減になって、会員数が200名  
近くが少なくなっているということ。この数字に対して、担当課はどのように受け止  
められますか。

委員 長 （今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐土君。

福祉課長 （蜂谷祐土君）

それでは、堀籠委員の、答えさせていただきます。

老人クラブにつきましては、近年ですと3地区、前からしますと6地区が休止とい  
う形、活動されていないとか、活動していないというような状況でございまして、で  
は、その際にどうしてやめられるんですかという形になりますと、いろいろとやっぱ  
り、会長さんになる方がいらっしゃらないとか、会計をしていただく方がいらっし  
ゃらないとか、そういった形で、老人クラブのほうには参加したいけれども、その運  
営的に業務していただく方がいらっしゃらないという形で、事業中止しますと、休ま  
すというような状況に来ている状況でございまして。

ですので、高齢化社会という形もございまして、高齢者の方々が楽しんでそのク  
ラブ活動していただくことは町としては喜ばしいといえますか、望んではおりますけ  
れども、各地区単位で活動していただくような形もございまして、区長さんとかそ  
ういった形で相談的にはしておりますけれども、なかなか地区の高齢者の方々のまと  
まりでございまして少し難しいところもございまして、町としては各地区に  
老人クラブがつくられるというのが望ましいと考えてはおります。以上でございま

す。

委員長（今野善行君）

14番堀籠日出子さん。

堀籠日出子委員

この老人クラブ、クラブ数の減になんですけれども、課長がお話されましたとおり、やはり役を受ける人がいないので、じゃあうちのほうは老人クラブはお休みします、やめますというふうになっているんですけれども、何でこの役を受け取る人がいないかという、あまりにも事務的なことが煩雑過ぎて、とてもじゃないけれども我々ではできない。だから、老人クラブの中に若い人が、60歳から入れるんですけれども、60歳の人たちが入ってきて、じゃあ事務的なことは私がやるからとかという、そういうクラブはいいんでしょうけれども、ほとんどのクラブはもう70歳過ぎ、80歳近い人たちがいろいろな役職を持って、そして老人クラブの組織を運営しているわけなんです。なものですから、その中で、本当に、先ほども申しましたけれども、申請するなり、書類を書いたり、あといろいろ議案書を作ったり、そういう、何かそういう事業をするのが大変だということで、そういうことをするんだったらやっぱりじゃあ役は受けられないという老人クラブのお話を聞きます。

ですから、県の事業も入っているのだからちゃんとした結果を出して報告しなきゃいけないのは分かるんですけれども、やはり県のほうにも、老人クラブの場合は、そんな普通の団体と同じような申請方法では老人クラブの人たちすごく大変じゃないかなと思うんですけれども、それをやっぱり県のほうにも申し出ていただいて、そして、老人クラブの活動をよりよい活動ができるように運んでいくべきかなと思いますけれども、担当課と、それから副町長にお伺いします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐土君。

福祉課長（蜂谷祐土君）

それでは、ご質問にお答えします。

書類的にもですけれども、昔ほどではないですけれども、書類的にもある程度簡素化的な状況になっておりまして、年間で事業どういう、何月にされたかという形と、

あと収入収支の件の金額を出していただくような形でございます。あと、人数が何名いらっしゃるか、老人クラブのやつが何名という形でございますので、ですので、補助申請につきましては、総会資料を作っていただきたいというわけではございませんけれども、その事業と収入支出の状況を判断できる資料を出していただいて、あとその活動のときの写真とか添付していただければ、申請とあと実績報告という形の2回、年に1回、3月に出していただくような形になりますので、併せて出していただくような形です。今後、あまり複雑ではないような形の様式的にはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

副町長浅野喜高君。

副町長（浅野喜高君）

それでは、堀籠委員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

老人クラブの数、それから人数につきましてはの減少につきましては、やはり私は現在の社会構造の変化といいますか、今、やはり現役で働く方が、大分70歳を過ぎても働きたいという方もいますし、そういった中で、なかなか、老人クラブにまだ入らないで現役でいたいという方が結構、高齢者社会にはなっているんですが、そういう方が多いような状況で、町としても老人クラブの推進等も行っておる状況でございますが、数の増加についてはなかなか難しい現状にあるのかなと思っております。

また、先ほどの補助事業の申請等につきましては、担当課のほうからも県のほうに少し、こういう今の現状を訴えて、もう少し簡素化なり、あと申請それから実績報告につきましては、担当課のほうでもしっかりとその辺は整備に協力をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。終わります。

委員長（今野善行君）

このほかに質問のある方は何名ほどいらっしゃいますか。

それでは、ちょっと換気の関係もございますので、暫時休憩とします。

再開は午後2時20分とします。

午後2時08分 休憩

午後2時19分 再開

委員長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番犬飼克子さん。

犬飼克子委員

引き続き質問させていただきたいと思います。

福祉課に1点と健康支援課に4点。

福祉課だと思うんですけども、50ページ、社会福祉総務費。主要な施策の50ページ、生活保護等事務費なんですけれども、生活保護世帯及び人数、204世帯、258人。新規申請が39件、うち保護決定が37件、却下1件、取下げ1件で、廃止が25件。令和元年のを見ますと、生活保護の同じく204世帯で283人、新規申請が45件、保護決定が42件、却下がゼロで、取下げが3件で、廃止が34件。この204世帯、令和元年と令和2年と同じ204世帯で、このコロナ禍で保護の申請がもっと増えるのではないかと思います。コロナ禍などで失業して増加するのではと考えていたんですけども、町としてはどのように対応したのかお聞きしたいと思います。

あと、健康支援課にお聞きしたいと思います。

主要な施策の73ページ、医療用ウィッグ・乳房補正具費用の助成事業に対してなんですけれども、乳房補正具なんですけど、この申請件数なし、たしか令和元年も申請件数がゼロだったような記憶なんですけど、72ページに乳がん検診が31歳以上の方で受診者が1,017人、精密検査が28人で、乳がん罹患している人がかなりいらっしゃると思うんですけど、この申請件数ゼロで、どのように周知を図ったのかお聞きしたいと思います。

次に、2点目に、ちょっと前後しますけれども、主要な施策の65ページ、訪問指導の幼児の延べ156人で、前年が88人だったんですけども、この増えた原因が何だったのか、倍ぐらいいれているので、この辺ちょっとお聞きしたいと思います。

あと3点目に、主要な施策の67ページの特定不妊治療費助成、申請件数が30件で交付件数も30件。令和2年度から実施になっておりますが、町としては、この30件に対してどれくらいの想定をしていたのかお聞きしたいと思います。

4点目に、主要な施策の70ページ、予防接種事業の子宮頸がん予防ワクチン。令和

2年が延べ2人で、その前の年が4人だったんですね。非常にこの受診率が低いので、田村厚労相が再開に向けて検討行う方針として述べられましたが、令和1年、令和2年と、町としての対応、周知をどのようにしたかお聞きします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、犬飼委員のご質問に答えさせていただきます。

説明書の50ページ、生活保護事務費でございます。この中の生活保護の新規申請が39件、決定が37件という状況でございます。この新規申請されたうちでございますけれども、コロナ関係での申請された方は4件ございまして、そのうち3件が決定されている状況でございます。令和2年度の状況でございますけれども、令和2年度全体的な相談につきましては、町窓口では87件ほどございました。その中のコロナ関係の相談は17件ございまして、ですので、その17件につきましては、おおむね貸付関係の制度をとという形で、社会福祉協議会のほうに紹介をさせていただいて、そちらのほうで融資のほう受けられたという状況だと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（今野善行君）

健康支援課課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

それでは、犬飼委員さんのご質問4点お答えしたいと思います。

まず1点目でございます。ウィッグの助成に関しまして、乳房補正具の申請がゼロ件であったということでございます。このウィッグ関係の補助に関する周知につきましては、町の広報誌、それからホームページ等、それからチラシですね、チラシのほう配布させていただいておるところでございます。それで周知を図らせていただいているところでございます。当然、この町の広報だけではなくて、国なり県なりの広報等々もございまして、乳がん検診にいらっしゃる方々に、あえてその場でこういったものがありますよというような周知はなかなかしていない、実際はしていないんですけれども、事業については周知はされているのではないかなと思っております。当

然、今後もそういったことが必要な方が当然出ることはもちろん考えられますので、引き続き周知を図っていきたいと思っております。

それから、2点目でございます。訪問指導の件数ですね、大幅に増えております。これにつきましては、88人から156人という形で増えておりますが、要因として考えられますのが、昨年度から2歳半歯科健診始めております。そういったこともございまして、そこでまた町のほうでフォローするお子さんとかが見つかったというケースもございまして、それからあとは、心理相談事業、これも昨年度から町のほうで始めておるんですが、その中でもやはり対象となるお子さんが見つかるケースもございまして、そういったこともあって、新しい事業を行ったことによってケースが増えてきたということで、その成果が出ているんだろうなというふうには考えておるところでございます。

次に、3点目でございますけれども、不妊治療費の想定ということでございますが、昨年度の決算につきましては、30万円、失礼しました、実人数で20人で30件ということで交付しております。見込み、想定というところなんですけど、これは当初の補助の申請の際にある程度の見込みを出すわけでございますけれども、このときは10件の3回、1人当たり3回ということですかね、30万円ということで申請を出させていただいておりますので、おおむね金額的にはこちらで想定した金額になっているのかなと思っております。

それから、最後に4点目でございます。子宮頸がんに関するものでございますが、これ対象となりますのが中学校1年生に該当する方々でございますけれども、直接その方々には通知を出させていただいて、ぜひ受けてくださいというような通知は出させていただいているところでございますが、数字的にはなかなかこういった結果になっておるところでございますので、引き続き周知、啓発図っていきたいと思っております。以上でございます。

委員長（今野善行君）

6番犬飼克子さん。

犬飼克子委員

福祉課に再質問、健康支援課にも再質問ありますけれども、福祉課の生活保護なんですけど、87件相談があつて17件貸付制度、あと社協に回したということで、やはりコロナ禍において相当のやっぱり失業したり仕事が減ったり、生活保護の受給にならな

いまでもやっぱり困窮している方がいるのではないかと思います。災害備蓄品で、一般質問でも災害備蓄品を活用すべきだという同僚議員が質問ありましたけれども、賞味期限間近になった災害備蓄品で、防災訓練で今まで、避難訓練とか防災訓練で今まで使っていて、それが防災訓練のときに頂いていたりしたんですけれども、この中止になって廃棄処分とか、あと食品ロスにならないように、福祉課と危機対策室が連携して、こういうものを使えるようにできないのかどうかお聞きしたいと思います。備蓄品の、無駄にしないように使えないかどうかお聞きします。

あと、健康支援課の乳房補正具なんですけど、広報とあとホームページで周知できていると思うということですが、これゼロ件というのはちょっと何か疑問なんですけど、窓口での例えば相談もなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

2点目の訪問指導の幼児の、これは新しい事業が出たということなので理解いたしました。

3点目の特定不妊治療ですが、10件の3回で30万円、想定内ということだったんですけども、昨日の河北新報に、体外受精児が14人に1人という河北新報の報道がありました。2019年に誕生した子供の数の14人に1人の割合で特定不妊治療を受けたという報道がありました。今後もこの不妊治療が増えると思いますので、町としてのこの助成の人数の上限などどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

あと、子宮頸がんワクチンなんですけど、中学校1年生に通知しているということですが、有効性と安全性をしっかりと説明できるように通知して、もっとこの辺の頸がんワクチンの啓発をしていただければいいと思いますが、この点お聞きいたします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、犬飼委員のご質問に答えさせていただきます。

生活困窮という形の方々、昨年のコロナ禍ではなくても、その前にも生活困窮の方で緊急を要するという形では危機対策室のほうにご相談しまして、備蓄品、アルファ米とかそういったのを提供していただいたという経緯もございますし、今、通常ですと、県のほうの南部自立支援センターのほうに、緊急を要する場合そちらのほうの手配もしてまして、そちらのほうから社会福祉協議会のほうと、協力をもらいながら

も、そういった食料品は緊急的な生活困窮者の方、コロナ禍ではなくてもそういった対応をさせていただいておりますので、その日、次の日、食べ物ないとか、そういった形の相談もございますので、そういう手配をさせていただいております。以上でございます。

委員長（今野善行君）

健康支援課課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

それではお答えいたします。

まず1点目、ウイッグの相談、窓口でなかったかというご質問でございますけれども、今ここにその統計の資料とかは特にないんですけれども、今ここにいる職員だけの話ですと、なかったというふうに記憶しているということでございます。

当然、そのウイッグ関係、それから乳房補正具の補助につきましては、病院のほうでもそういった治療を受ける際に周知がされておりますので、そういったこともあって町への相談は少ないのかなというふうには思っております。引き続き、当然でございますが、なお周知には努めてまいりたいと思います。

それから、不妊治療費ですね。予算上は10人の3回ということで予算上げております。この補助金につきましては、県で補助したものに上乘せという形を取っておりますので、これはあくまで予算でございますので、例えばその人数が増えた場合であれば、当然県でもその補助しますので、それに上乘せをする形で、町も予算が足りなければ補正をさせていただいて補助をさせていただくというような形になると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、3点目でございます。子宮頸がんワクチンについての有効性・安全性をもっとPRというお話でございました。厚生労働省からもそういった有効性・安全性等のリリース、リーフレット等もありますので、そういったものも含めて、やはり最終的に判断するのは接種されるその中1のお子さんであり、保護者の方でありますので、ご理解いただけるように努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（今野善行君）

6番犬飼克子さん。



## 犬飼克子委員

生活保護の福祉課になんですが、社協と協力してアルファ米とか提供したということで、この点は理解しました、食品に関しましては。

それで、やはり女性の、食料もなんですが、生理用品等もぜひこの備蓄している生理用品も無償配布している自治体が多くなっておりますので、本当に何で節約するかというと、やっぱり生理用品を節約したりとか、そういう方もかなりいらっしゃいますので、その困窮世帯の。本町におきましても、生理用品を無償で、この入替えの時期に配布できないか、この辺も庁内で情報共有していただいて、考えていただきたいと思います。

あと、乳房補正具に関しましては周知も徹底されているということなので、理解いたしました。

あと、特定不妊治療費も、少子高齢化に対応できるようにまた予算確保しっかりしていくということでございましたので、また、子宮頸がんも周知していくということでございましたので、理解いたしました。

1件だけ、生活保護の件に関してお願いいたします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、委員のご質問に答えさせていただきます。

女性の用品につきましても、そういった相談もちょっと今ございませんけれども、そういった場合につきましては、危機対策室のほうの備蓄品の協力をいただくような形の体制は取っていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

委員長（今野善行君）

15番馬場久雄君。

馬場久雄委員

あまり時間もないようですので、二、三点お伺いしたいと思います。

先ほど、前者が敬老事業の件でご質問ありました。私も敬老事業の件で2点、それ

から高齢者タクシー助成事業の点で1点ご質問させていただきます。

敬老事業の件で、ここ2年間、コロナの関係で敬老事業廃止になっております。今まで地区との共催という形で、町と地区とで連動してやっていたわけなんですけど、これが今後このコロナの状況にもよると思うんですが、各地区を利用した形で本当にできるのかどうか。今後、そういったことも踏まえて、町として考えとか、今後の方針もあればお聞きしたいと思います。

それと、今回、間もなく20日の日が敬老の日ということになっておりますけれども、町のほうとしては9月1日に区長さん配布で、記念品とか5日の日頃までに配布をしておるようです。うちも敬老者がいるものですから、その頃に頂戴はしたところなんですけど、記念品はいろいろご苦労して考えた品物だと思いますが、敬老者の名簿なんですけれどもね、ちょっとそういう声があるものですから、例えば新規敬老者の方々が割と抵抗示すというか、こういう時代なので、あら私ももう75歳なったのと皆さんに分かれるというか、それは隠しているわけではないんでしょうけれども。ちなみにうちの母親は90歳過ぎているんですけども、別に何てことないんです、こういう名簿すると、あ、皆さん元気なんですと、そういう受け取り方する人もいますけれども、特に新規の人たちは、え、こういう名簿出回るんですねというようなことあるんですけども、そういう声とかは入らないですか。その辺もちょっと1つお聞きしたいと思います。

それから、52ページ、成果による説明書の高齢者タクシーの助成事業なんですけど、これ昨年よりも大分利用者の率とか、使う部分の利用額とかが減っていますよね。ちなみに、利用する人は昨年77.8%で、今年65.5%。そしてあと、実際に交付したやつと利用した金額との比率を見ますと、去年が63%で、今年が55.3%ということで、非常に低くなってきているなと思います。昨年の場合もコロナの関係で出控えもあったのかなとか、例えば病院にもあまり行きたくないなとかということもあったのかどうか分かりませんが、そういった形で、PRが足りなかったのかどうかも含めて、分析の結果を教えてくださいなと思います。

それで、関連なんですけど、先ほど馬場委員の質問で、ボランティアセンターの数字のことでお話ありましたけれども、昨年と見ますと1,290名ぐらいになっているんですね、登録者が。それで、少ないというふうなお話だったと思うんですが。昨年、台風19号の関係で約500人ぐらい、水害関係の後始末とか、そういったボランティアで登録したと。それは入っていないでこの八百何名の数字なのかどうか、ちょっと確認したいんですが。2019年に台風19号あって、そこでボランティア出ていることは出ている

んですね、五百数名。そうすると、その八百何名と500名ぐらい足すと、ちょうど例年どおりの1,200名ぐらいになるのかななんて計算していたんですが、課長の説明ではそっちは別というふうなことなので、それでいいのかどうか、ちょっと確認します。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、馬場委員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1件目でございます。高齢者、コロナ禍という形で、昨年度、今年度という形でございます。来年度につきましては、町とあと福祉課としましては、予算確保の上でも、開催ができるという段階の判断で、予算とか事業とか進めていきたいという考えではございます。

あと、2つ目の名簿の件でございますけれども、名簿の作成につきましては、そういった新規の方々の載るというお話は、町のほうにはちょっと来ておりませんでしたので、例年どおり、名簿、名前を載せて、新規の方を載せさせていただいて作成をいたしてございます。

高齢者タクシーの件でございますけれども、申請者、利用者につきましては、前の年度よりは少なくなっている状況でございます。町というか福祉課の分析的には、やっぱりコロナが一番の影響されているのかなという形では思っておりますけれども、細かい内容の分析は特段としておりませんでしたので、そういったコロナの影響でなかなか出歩かなかったというのかなという形でございます。一応、あと、昨年度につきましては、おととしの申請のあった方に対してのコロナ禍でなかなか受付とかそういう形もしづらいという形もございましたので、昨年と同じ申請数で若干申請をしていただいたことございますけれども、利用につきましてはやっぱりコロナ禍の影響でなかなかお使いにならなかった方が多かったのかなという認識でございます。

あと、最後のボランティアの件数でございますけれども、おととしは台風で500名の災害ボランティアという形で参加をいただいておりますけれども、こちらの説明書とかに載せる数字につきましては、各地区でのボランティアさんの登録という形でございます。あと、そのボランティアさんに活動していただくのに保険を掛けなければいけないことになっておりますので、社会福祉協議会のほうでその点は、その人数分、登録していただいた人数分を、各地区から出していただいた人数を登録していますの

で、災害の分の人数とはまた別な形で実数、おととしからは減額というか少なくなっている状況でございます。以上でございます。

委員長（今野善行君）

15番馬場久雄君。

馬場久雄委員

ボランティアの件は835名ということで、減ってはいますけれども、この数字が登録されている数字だということですね。了解しました。

それから、高齢者タクシーに関しては、減っているんですけども、コロナの影響だけではないと思うんですね。やっぱり交付額、受け取っている人は、金額的に780万円出しているんですけども、利用するのがまた430万円ぐらいで非常に少ない。だから、もらってさえおけばいつでも使えるというけれども、使わないでしまっているという人が多いということですよ。だから、利用してくださいとか、こういう使い方をすれば、こういうタクシー券を、例えば相乗りで行って、ちょっと遠くの病院に行くとかね、いろいろな、こうすると、二、三人で乗ると遠いところまで行って帰ってこられる、出し合えば、帰ってこられるとか、その利用度をもうちょっと高めるようなアピールとか、そういうのも必要なのかなと思っています。確かにコロナであまりそういう病院には行きたくないという思いもあるでしょうけれども、でも体のことだから、そうはいつでも必ず行くと思うんですね、役場であれ何であれ。だから、そういう、これを使うと非常に、何ていうんですかね、身の負担とかあれも軽くなりますよということで、そういう何かアイデア募って、少しそっちに力を入れたらいいのかなと思ったんです。もらおうと思っている人たちはいるわけですからね。その辺もPR必要かなと思っています。

あと、その敬老会に関しては、1つ確認しますけれども、来年度からはやれるという見込みというふうに今聞きましたけれども、地区との共催でやれるというふうに踏んでいるのかどうか、もう一回確認するのと。

あと、名簿に関しましては、我々、新規の方だというのは、さっき私単独で思っているだけで、多分そうだろうと思うことであって、町のほうにもその名簿の頒布の仕方とかそういったものが果たして今の時代にいいのかなというふうな思いもちょっとあったものですから。どこでもそういった形で、皆さん、町民みんなでお祝いをするんだよといって、わざわざ名簿を作って、この人は何歳になりましたと分かるという

のが嫌だという、嫌だよねという声も何件か聞いているんです。だから、そういったところの在り方も少し考えなければいけないのかなと思って質問させていただきました。

委員 長 （今野善行君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、馬場議員のご質問、させていただきます。

敬老会につきましてでございますけれども、敬老会につきましては、来年度という形で、コロナ情勢が、禍がどういう状況になるかちょっと判断できかねますけれども、福祉課としましては、敬老事業の一つとしまして敬老会を実施できる方向の予算的な準備をさせていただいて、その対応をしたいと思っている状況でございます。

ですので、来年度もコロナ禍等の状況も判断して、そのときにご判断という形になるかと、また今年度と同じ状況になるかどうかはちょっと分かりませんが、一応準備だけは進めさせていただきたいと思います。

あと、名簿につきましては、そういった、直接町のほうには届いてはございませんけれども、そういう方々もいらっしゃるという形で、今後のちょっと検討の内容にさせていただきますと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員 長 （今野善行君）

タクシー、高齢者タクシーのPR。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

すみません。失礼しました。高齢者タクシーにつきましては、利用率が少なくなっております。コロナ禍という形もございますけれども、その中でも利用ができるようなPR等につきましてもいろいろ考えまして、利用率が上がるような対策を今後していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（「終わります」の声あり）

委員 長 （今野善行君）

ほかに、17番槻田雅之君。

## 槻田雅之委員

それでは、私も前者に引き続きまして、説明書の52ページ、敬老事業について質問いたします。

昨年度、今年度、敬老会が中止になりましたと。そこで、敬老会に、各地区にお金払っておりました。例えば、昔の話ちょっとしますと、食料費とかアトラクション費とかボランティア費とか、そういう項目で払っていたかと思うんですけども、今回そういう形で中止になったんですけども、まるっきり地区への支払いがゼロになったのか、ある程度、実際、祝い金の配布に当たって協力費を払ったとか、そういう地区へ払った金額、言っていること分かりますか、地区へ払った金額というんですか、幾らくらいあったのか、その項目ですね。多分、当然、敬老会そのものはないので、食料費とかそういうのはないかと思うんですけども、地区への配布したから協力金として地区へ1人当たり幾らとか払ったとか、そういうのがあれば、地区へお払いした金額を教えてください。

またあと、昨年度、ちょっと私もうろ覚えですけども、ようかんを贈ったという話だったかと思うんですけども、この事業年度ですね、どこのようかんだったか、そこをお聞きしたいというのと、そのようかんの1人当たりの単金、幾らくらいの予算で払ったかを教えてください。

あと、今後、前者の話にも引き続きんですけども、敬老者が増えていくと。本年度ですと約220人くらい増えていると思うんですけども、それによって、各地区によっては20名程度増えた地区もあるかと思っております。そして、今回、ここ2年、コロナの影響で中止になったことを契機に、開催場所の問題、地区によってはもう集まる場所がないですよという開催場所の問題。あとは当然、出席率の問題、40%とか30%しか出席しない地区もあります。あとは当然、町の方針としまして、来年度ぜひ敬老会を開催したいというのは別に結構な話なんですけれども、それに伴って、コロナというのは絶対撲滅はできないと思うんですよ。なので、実際に飲食の自粛とか、あとはアトラクションの見直し、要は飛沫をなるべく飛ばないようにアトラクションにしてくれとか、あと、町としては祝い品、今年度みたく祝い品のみにするとか。そういう形で、課内のほうでその辺、今までやっていたのフル企画だとすれば、そのうちこういうのはやっぱりコロナが怖いので少しずつやめていきましょうよとか、こういうのはちょっと危ないねとか、そういう話をされているのかどうか。その辺、要は、縮小してでもやっぱりこういうのはなるべくアトラクションの中には入れない

ほうがいいねとか、そういう話があるのかどうか。やるのは当然やったほうがいいと思うんですけども、ある程度、コロナ禍に向けて何かしら対策を練らなきゃいけないかと思うんですよね。今までみたくもう何でもかんでも、大声出してみんなで歌いたいんでしょうとか、そういう形ではなかなか難しいと思うんですけども、その辺の話合いができているのかどうか、その辺お聞きします。以上、お願いします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、槻田委員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、1つ目としまして、敬老会を開催する場合でございますけれども、地区に対して、委員のおっしゃるとおり、食料費の人数分、プラス役員さんとかボランティアさんのもありますけれども、あと、アトラクションをする際のアトラクション代という形で地区当たり3万円という形の分、その分を地区のほうに金額をお渡しして、それで事業していただいている状況でございます。あと、敬老祝い金のお1人5,000円につきましては、80歳以上の方々に直接口座振込という形でさせていただいておりますので、地区は通さないでやっているという状況でございます。あと、記念品としましては、新規の方、米寿の方、白寿、百寿の方に対しての商品券を配布していただいている状況でございます。

その点で、敬老会中止という形になりますと、地区に対する食料費とアトラクション分の経費なしという形でございますので、その代わりとしましてお祝い品等を各地区に配布させていただきまして、高齢対象の方々に進呈をしていただくように、区長さんを通してお願いしている状況でございます。

それで、昨年度の祝い品につきましては、ようかんという形でございます。ようかんの製品元は白松モナカさんでございまして、そのようかんになったという経緯につきましては、高齢者の方々にお渡しする際には喜ばれるものという形でございますので、食べられるものという形で考えさせていただきまして、区長会の役員の方々にもご了承いただきまして配布という形でございます。ようかんにつきましては、賞味期限といいますか期間も多くございましたので、9月に各地区にお渡し、上旬にお渡ししても、配布、本人の方々に届くまでに相当な期間を要する方も、地区もございまして、期間的に長く保存できるようかんという形で決めさせていただきました。金額

的には1つ1,250円の消費税で1,350円でございます。

あと、来年、敬老会事業でございますけれども、先ほどの馬場委員の質問でありましたけれども、一応予算的に、事業的には、コロナ禍でない場合に対応というか、普通に事業できる内容で一度予算的な要求をさせていただきますという回答をさせていただきましたけれども、今後コロナ禍でも対応できるというような状況の事業につきましては、今現在検討といたしますか、そういった、課の中ではまだきちんとした内容の話合いは設けておりませんが、何らか同じ状況で持っていったらいいかというのを今後検討していくような形にはなっていくかと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（今野善行君）

17番槻田雅之君。

槻田雅之委員

それでは、再質問いたします。

敬老祝い品の件でございます。昨年度ですか、白松がモナカじゃなくてようかん。そして、今年度は多分、九重という話で、区長さんと相談して決定したという話ではございますが。昨日もちょっと出たんですけれども、契約の話で出たんですけれども、町の業者をなるべく使うべきではないかと。私もまさにそのとおりだと思います。敬老対象者3,200、3,300人くらいですか、いるので、1社では多分取り扱えない量かと思うんですけれども、やはり町にはいろいろなケーキ屋さんとかようかん、もなか屋さんとか、お菓子屋さんとかありますので、まず町の業者で、実際、業者としてあなたの業者だと何個くらい扱えるかとか、やはりそういうことも必要なのかなと。当然、地区ごとによって配るものは変わるかもしれませんが、今コロナ禍で大変町の中の業者ってつらい、厳しいと思うんですよね。やはり町としまして、町の業者、町のお菓子屋さんとかケーキ屋さん、ケーキさんといっても吉岡に2つと杜の丘に2つと、難波地区のほうに1つくらいあるんですかね、なかなか数少ないですけれども、数も少ないし、まずそんな大きな会社でもないので、3,000個一遍に同じ日には、納品しろというのはなかなか難しいかと思うんですけれども、やはりやり方なり、実際打診して、そこの業者のほうで当然取り扱えませんよというのであれば分かるんですけれども、何かしらそのような方向でやっぱり町の業者を救っていくべきではないかと思っております。ただ、やり方としまして消費期限の長いもの、中



には商品券を配るとか、そういうやり方もあります。今の話だと1,350円というのではちょっと金額的にも少ないんですけれども、大和町のホームページで大和町観光情報の優良地場産品というのがございますよね、酒とかいろいろ扱っているのもありますので、ああいうのもちょっと、金額的に合わないかもしれませんが、そういうのを一つの贈るものの一つとして、なるべくなら大和町の製品、大和町の業者を使うべきではないかと私は思っておりますが、その辺につきましてご意見あればお願いしたいと思います。

あと、敬老会の件は、確かに分かりました。コロナ禍の中でも、多分収まることはないかと思うので、その辺やっぱりある程度、町として、こういうのはやめなさいとか、ある程度そういう方針を決めてやっていければなと思っておりますので、その先ほどの祝い品のほうの答弁お願いいたします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、槻田委員の祝い品の件のご質問答えさせていただきます。

祝い品につきましても、いろいろ、委員からの内容的にはお話をいただきました。その点も、課としましても、敬老の方々、高齢者の方々に食べられるものという形で、喜ばれる前提の中身でちょっと確認をしました。その際にも、吉田地区で合同でされている中で、記念品というの、カステラが大変好評だという形でございます、そういった形でもお話を区長さんのほうからいただいている状況でございます。

ただ、その配布する際にも、ある程度の期間とかも設けなければいけないというのが、考えがありまして、賞味期限というのが一番ネックでございます。配布する際、今年なんか特にコロナ禍という形もありまして、宣言が出てしまいまして、配布、1日に配布予定が、緊急宣言という形でございますので、12日までの配布は見合わせてくださいというような形で区長さんをお願いした状況でございますので、そういった形で配布する期限もちょっとずれてしまう可能性もありまして、そういった場合ですとなかなか、その賞味期限がある程度期間を設けていただかないものでなければ無駄になってしまうという可能性もございますので、そういった点もございまして、私の、福祉課としましても、町内にあるものの食品対応できるものという考えはございましたけれども、ようかんが日もちがよいという形でございますので、そういった

形で決めさせていただきましたという形でございますので。あと、九重につきましても、同じ内容で配布期間を設けるという形、賞味期限を考えまして、食料品で九重という形に決めさせていただいている状況でございます。町の中にも、お茶という話もございましたけれども、一応食べられるものとかということで、そういう形で決めさせていただいた内容でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（今野善行君）

17番槻田雅之君。

槻田雅之委員

言っていることはごもっともだと思います。賞味期限とか喜ばれるものとはというのは分かるんですけども。今から十二、三年前ですかね、多分今の形式の前って、多分対象者に町としてお祝い品としてケーキ配っていたことありました。ケーキじゃない、シライシパンのケーキかな、15年くらい前ですね多分、私が区長やっていた頃ですから。そういう形で一斉に、当然ケーキですから1週間そこらしか期限がなかったんですけども、実際できないことはないですよ。私が言いたいのは、やはりその調整、要は、地区の区長さんとかと調整して、なるべく町のものを贈れるようにやる必要があるのではないかと。当然、区長さんのほうで、うちはここですよとか、当然、敬老会といってもその地区によって違いますから、調整してもらって、ここから、当然同じ日に納品できるのはベストでしょうけれども、できないのであればちょっと3日か4日ずらしてもらって、こういうのでどうですかと、なるべく町の業者を救いたいんだという気持ちを持ってもらいたいということでございます。そして、裏を返せば、そうやって調整するのが町の行政の職員ではないのかなと思っています。それで当然、私言ったように、業者が駄目と言うのであれば、全然それはどこでも大手使って構わないんですけども、やはり町の業者を救うという気持ちを見せてほしいというのが私からの要望、要望というか意見でございますので、再度答弁お願いいたします。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

お答えさせていただきます。

私のほうでもいろいろ考えておりましたけれども、そこまで考えがちょっと少なかったという形でございますので、今後、そういった形の槻田議員のご意見も頂戴しまして、今後、来年度に向け、今後に向けて参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（「終わります」の声あり）

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。4番佐藤昇一君。

佐藤昇一委員

それでは、私から、福祉課に2点お願いいたします。

1点は、まずは決算書262ページの認定調査費等の備考のところ、手数料452万90円の金額、これ課長に説明いただいたと思うんですが、もう一度これ確認のために内訳教えてください。

もう一つが配食サービスありましたが、これコロナウイルス感染予防のため手作りお弁当の提供は中止したというふうな説明があるんですけども、これはそのコロナのために中止したところで終わったのか、それとも手作り弁当の代わりに何か代替品という形でお弁当を配ったのかをご説明願います。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

決算書の262ページの11節の手数料452万円でございます。この手数料につきましては、介護の認定を調査委員会の方に調査していただいたほかに、主治医の方から意見書をもらうわけでございますけれども、その主治医の方の1件当たり4,400円という形でございます。その分の認定をした方々の人数分の手数料を各主治医のほうに支払うような形の手数料でございます。

あと、配食サービスでございますけれども、配食サービスにつきましては、1週間当たり3回という形でございます。その中で、ボランティアの方々が作っていただいている部分と、あと一般の食堂の方に作っていただく形でございます。ボランティアの方につきましては、コロナ禍という形でございますので、手作り弁当を、そこを廃止

して、全部市販の食堂の、作っていただくのはひだまりの丘の1階の食堂の方のお店  
さんで全部作っていただくような形に手配はしましたので、ボランティアさんの方が  
作っている手作り弁当がなくなったという形で、配食は全部、今まで対応している  
方々には全部配布しているという状況でございます。以上です。

委員長（今野善行君）

4番佐藤昇一君。

佐藤昇一委員

まず、意見書の件で、1件4,400円ということだったので、それから逆算すると、か  
なりの人数の方の分の意見書を出しているなというようなのを思ったので、確認をさ  
せていただきました。

それから、配食サービスの手作り弁当の件なんですけど、今お話いただいたように、  
業者さんが弁当を作っていただくということをお話伺いましたので、要は、手作り弁  
当という、その手作りという部分が今世の中ではいろいろな話がありまして、どこま  
でが手作りで、見えなければ安心して食べられるのかとか、そういうのが結構ネット  
上の話題にもなっていましたので、我が町のその手作り弁当という部分での内容を詳  
しく聞かせていただきました。

委員長（今野善行君）

終わりでもいいですか。（「いいです」の声あり）いいですか、はい。

ほかにございませんか。12番門間浩宇君。

門間浩宇委員

時間も押していますから、手短かに1問だけ質問をさせていただきます。

施策に関する調書の中で、51ページのね、誰も出さなかったので出させていただきます、となりぐみ活き生きサロンの件なんですけど、堀籠日出子委員おっしゃられた老  
人クラブと同様の質問なんですけど、今年度、51団体の55行政区の延べ344日云々かんぬ  
ん書いてあるんですけど、コロナ禍の中で予定どおり事業を各地区進められたのかどう  
なのか。たしか記憶によれば、年間五、六回の最低事業というふうなことが設けられ  
ているはずですが、その辺のところ、こなせたのかどうなのか。あるいは、もしこな  
せなかった場合、先ほどの老人クラブと一緒に、返還というふうなことをしたのかど

うなのか。あるいは、そういうことの方角に行ったのかどうなのか。ちょっとそのところだけお聞かせ願いたいと思います。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、門間委員のご質問にお答えさせていただきます。

活き生きサロンの事業でございますけれども、昨年度につきましては、コロナ禍の影響という形で、町の主要事業が9月まで自粛という形でございますので、活き生きサロンのほうも9月まで自粛をお願いした状況でございます。

ですので、各地区に、事業実施されている地区につきましても、10月以降から大幅にされている地区もございますし、あと、当初、自粛前にしている地区もいろいろございまして、その中で各地区で工夫を凝らしていただきまして事業されていた状況でございます。あと、その中にも、なかなか事業ができないので、各地区の会員の方々を回って歩くというような、安否確認というような状況の事業も各地区で独自でやっていただいたという中身でございます。

そういった事業も含めまして、令和2年度の実績報告をいただいた状況でございますが、その中では、残念ながら、老人クラブと同じような状況でございますけれども、51団体、55行政区の中で、13地区で若干事業が完全ではなかったという状況ございまして、補助金の中の一部を戻入れしていただいた状況でございます。以上でございます。

委員長（今野善行君）

12番門間浩宇君。

門間浩宇委員

理解はさせていただきましたが、今年度も同じような状況だと思うんです。その中には、敬老会も回数の中に含めていいというふうな認識でおるんですけれども、今年などは敬老会も中止ということですね。そのいただいた金額あるいは計画していた事業をなかなかこなせないんだという地区も少なからずあるんだろうなというふうに、想定は容易にできるんですね。先ほどの堀籠委員と同じように、ある程度、助成金です

からやっぱり使い道をしっかりとやらなければいけない、あるいは返還をしていただくことになるというふうな、それは分かるんですが、やっぱりそこはそこで、ある程度ふくよかな考え方も持って、繰越しあるいは返還金を猶予というふうなことも考えられるのではないのかなという思いで質問をさせていただきました。なかなか難しい答弁ではあるのかなとは思いますが、優しい答弁をいただくことを期待して、私の再質を終わらせていただきますし、答弁一言だけで結構ですからお願い申し上げます。

委員長（今野善行君）

福祉課課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

活き生きサロン事業でございますけれども、昨年度の事業を踏まえまして、令和2年の4月でございますか、要綱改正をしまして、その事業の中身、今までの事業にプラス各地区の会員さんの方々に安否確認といいますか、そういった形で回って歩くという事業で、その事業に合わせまして地区からの対応、マスクとか、そういったもの配布していただくような、そういった形の安否確認の事業を設けまして、きちんとした活き生きサロンという形もできるような形の要綱変更しまして、そういった形もございますけれども。補助事業でございますので、本年度、昨年度と同じような内容で、事業等、補助金等の報告をいただいた際には、若干の事業できない場合は、やっぱり同じ内容で今後もしも返還をいただくような形の手続になっていくかと思っておりますけれども、その際には実績報告の中身で、その事業内容を一応担当として把握しまして、実績報告を頂戴して金額の精算をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

委員長（今野善行君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

それでは、ないようでございますので、これで福祉課、健康支援課所管の決算についての質疑を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

明日の再開は午前10時でございます。

大変お疲れさまでございました。

午後 3 時 1 8 分 散 会